

モンゴル国  
「調停制度強化プロジェクトフェーズ2」  
詳細計画策定調査報告書

平成24年12月  
(2012年)

独立行政法人国際協力機構  
産業開発・公共政策部

産 公
J R
13-006

## 序 文

モンゴルでは、1990年代以降の市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、国民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、国家開発戦略において法・司法制度および関連機関の機能強化が優先課題の一つとして明記されています。

これまでモンゴルでは、国民による弁護士の利用度が低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を十分に果たしていませんでした。また、裁判所の利用は増加しても、判決を得ても執行が困難で、権利が十分実現できなかつたり、裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が十分行われていない状況でした。このような状況の改善を支援するため、2004年から2006年に法制度整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006年から2008年にかけては法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに協力しました。

これら協力の成果を受け、モンゴル最高裁判所より、モンゴル国内で司法調停制度を導入することを目的とした「調停制度強化プロジェクト」が要請され、JICAは、2010年5月から、2012年11月まで、調停制度がモンゴル国内の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための制度設計に向けた支援を行ってきました。

2012年5月には調停法も成立したことを受け、モンゴル最高裁判所より、日本政府に対して、調停制度の全国での導入・実施に対する支援要請がなされました。本要請に基づき、支援の実施に向けての情報収集と関係機関との協議を実施するため、平成24年10月10日から10月20日まで、調査団を現地に派遣し、最高裁判所をはじめとするモンゴル側関係者と新規プロジェクトの内容につき協議を行い、合意を形成しました。

同調査団の調査結果を取りまとめた本報告書が、関係者の参考資料として、今後の法整備支援活動の進展に広く活用されれば幸いです。終わりに、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成24年12月

独立行政法人国際協力機構  
産業開発・公共政策部長 入柿 秀俊



# 目次

序文  
目次  
地図  
写真  
略語表

第1章 詳細計画策定調査の概要	1
1-1 派遣の背景	1
1-2 調査団派遣の目的	1
1-3 調査団構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	2
第2章 詳細計画策定調査の結果	3
2-1 モンゴルにおける調停制度をめぐる現状	3
2-1-1 弁護士会による調停	3
2-1-2 裁判所における調停	3
2-1-3 調停法	4
2-2 案件概要	4
2-2-1 枠組み及びターゲットグループ	4
2-2-2 上位目標	5
2-2-3 プロジェクト目標	5
2-2-4 成果	5
2-2-5 投入	5
2-2-6 プロジェクト実施体制	6
2-3 関係機関との協議結果概要	6
2-4 5項目評価結果	8
2-5 案件実施に向けての今後の対応	10
2-6 団長所感	11
附属資料	
1. 調査日程	15
2. 主要面談者一覧	17
3. 詳細計画策定調査協議議事録（ミニッツ）	19
4. PDM案（和文）	45
5. PO案（和文）	47
6. 調停法（和訳版）	49
7. 一審裁判所一覧	59
8. 面談記録	61



## プロジェクト位置図



首都ウランバートル  
(プロジェクトオフィス所在地、パイロットコート「バヤンズルフ区裁判所」所在地)

ダルハンオール県ダルハンソム  
(パイロットコート「ダルハンソム間裁判所」所在地)

出典 : University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

([http://lib.utexas.edu/maps/cia11/mongolia\\_sm\\_2011.gif](http://lib.utexas.edu/maps/cia11/mongolia_sm_2011.gif)、2012年12月19日アクセス)



## 現地調査写真



法務内務省との面談（2012年10月12日）



弁護士会長からの聞き取り・協議（2012年10月12日）



稲葉先生及び岡専門家への勲章授与（2012年10月12日）



スフバートル広場における調停広報セミナー（2012年10月13日）



調停広報セミナーにおける調停人による無料法律相談（2012年10月13日）



地方裁判所判事からの聞き取り（2012年10月15日）





GIZからの聞き取り・協議 (2012年10月15日)



経済開発省との協議 (2012年10月16日)



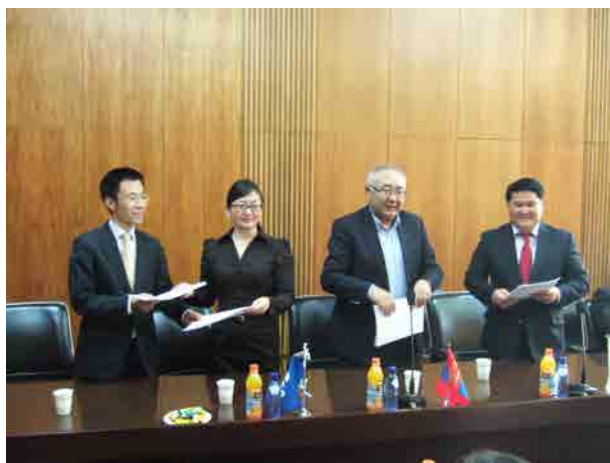
大統領府との面談 (2012年10月16日)



最高裁判所・裁判所評議会との M/M 協議 (2012年12月16日)



最高裁判所での M/M 署名式 (2012年10月18日)



最高裁判所での M/M 署名式 (2012年10月18日)

## 略語表

AMA	Association of Mongolian Advocates	モンゴル弁護士会
C/P	Counter Part	カウンターパート
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internatinalre Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LAC	Legal Aid Center	リーガルエイドセンター
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOEF	Ministry of Economy and Finance	経済財務省
MOJHA	Ministry of Justice and Home Affairs	モンゴル法務内務省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクトデザインマトリックス
PC	Pilot Court	パイロットコート
PD	Project Director	プロジェクトディレクター
PM	Project Manager	プロジェクトマネージャー
PO	Plan of Operation	活動計画
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
R/D	Record of Discussions	討議議事録
SC	The Supreme Court of Mongolia	モンゴル最高裁判所
Tg	Tugrug	トゥグルク（モンゴルの通貨：100Tg ≒6.6円）
WG	Working Group	ワーキング・グループ



## 第 1 章 詳細計画策定調査の概要

### 1-1 派遣の背景

モンゴル国では、1990 年の市場経済化以降、市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、市民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、法・司法制度及び関連機関の機能強化が優先課題の一つとされている。

一方、市民による弁護士の認知度・利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を果たしていなかった。また、裁判所の利用は増加しているが、判決を得てもその決定事項を執行することが困難で、権利が十分実現できないことが指摘されている。さらに裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことも問題点として指摘されてきた。

これらの状況の改善を支援するため、モンゴル政府からの要請を受けて、JICA は 2004 年から 2006 年まで法制度整備分野の個別専門家を派遣し、引き続き 2006 年から 2008 年まで法務内務省(モンゴル弁護士会)をカウンターパート(以下、C/P)として「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに関する協力を行ってきた。

上記協力の成果をもとに、モンゴル最高裁判所から我が国政府に対して、調停制度の導入のための新たな協力が要請されたことを受けて、JICA はこれまでの協力により設立された法律相談・調停センターの利用を促進するとともに、調停制度が「モ」国の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋を明らかにすることを目的として、「調停制度強化プロジェクト」を、2010 年 5 月から 2012 年 11 月までの 2 年半を協力期間として実施してきた。

同プロジェクトでは、首都にあるバヤンズルフ区裁判所及び地方都市ダルハンの一審裁判所の 2 つの裁判所の管轄地域をパイロット地域として、裁判所及び当該地区の弁護士会とともに調停制度の試行を行い、関係者・利用者から肯定的な評価があった。また、これによって調停制度の導入はモンゴル国における司法制度改革の一つの柱となり、2012 年 5 月には調停法も成立した。これらの結果を受け、モンゴル最高裁判所より、日本政府に対して、調停制度の全国での導入・実施に対する支援要請がなされた。本調査では、要請案件内容に関する情報収集とともに、現地調査を行って最高裁判所をはじめとするモンゴル側関係者と新規プロジェクト(「調停制度強化プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト))の詳細活動計画策定及び合意文書である討議議事録(R/D)締結に向けた協議を行った。

### 1-2 調査団派遣の目的

調査団派遣の目的は以下のとおり。

- (1) 案件要請内容を確認する。
- (2) 過去の協力の成果も踏まえ、モンゴル最高裁判所をはじめとする関係各機関関係

者とプロジェクト概要（目標、投入等）及び実施体制、プロジェクト開始までの進め方について協議する。

- (3) R/D 案、プロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix : PDM) 案、活動計画 (Plan of Operations : PO) 案を提示し、モンゴル側と合意して、協議議事録 (Minutes of Meeting : M/M) を締結する。

#### 1-3 調査団構成

- |           |       |                        |
|-----------|-------|------------------------|
| (1) 総括    | 子浦 陽一 | JICA 産業開発・公共政策部法・司法課長  |
| (2) 調停制度  | 稲葉 一人 | 中京大学法科大学院教授            |
| (3) 法整備支援 | 磯井 美葉 | JICA 国際協力客員専門員         |
| (4) 協力企画  | 金田 雅之 | JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員 |

#### 1-4 調査日程

附属資料 1. のとおり

#### 1-5 主要面談者

附属資料 2. のとおり

## 第 2 章 詳細計画策定調査の結果

### 2-1 モンゴルにおける調停制度をめぐる現状

#### 2-1-1 弁護士会による調停

国民による弁護士の利用度が低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を十分に果たしていない状況にあったモンゴルにおいて、JICA は、その状況の改善を支援するため、2004 年から 2006 年に法制度整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006 年から 2008 年にかけては法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施することにより、弁護士会内における調停センターの設置と、調停人の養成などを支援してきた。弁護士会調停センターに登録している調停人は 10 名余りであり、以降、事件数は多くはないが、着実に民間調停が実施されてきている。なお、同センターからの聞き取りに基づくこれまでの実績は以下の表 1 のとおりである。

（表 1：弁護士会調停センターにおける調停実施実績）

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
調停利用件数	31	26	34	29
うち和解成立解決件数	N/A	12	15	12

この実績は、日本の類似の人口規模の都道府県における弁護士会等の民間調停の実績と比しても、必ずしも遜色なく、着実な実施・活用を示すものと考えられる。

#### 2-1-2 裁判所における調停

他方、裁判所においても、増加する裁判所の利用数に対し、判決を得ても執行することが困難で、権利が十分実現できなかつたり、民事事件の審理に時間がかかる、裁判中に和解がなされることが少ないなどの理由により、経済的合理性を有する紛争解決が十分行われていない状況にあった。この状況の改善のため、上述のモンゴル弁護士会に対する JICA の協力成果を高く評価したモンゴル最高裁判所から、モンゴル国内で裁判所における調停制度を導入することに対する支援要請があり、JICA は、2010 年 5 月から 2012 年 11 月にかけて、調停制度がモンゴル国内の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋を明らかにすることを目指した「調停制度強化プロジェクト」を実施した。

同プロジェクトでは、バヤンズルフ区裁判所及びダルハンオール県ソム間裁判所の 2 カ所の一審裁判所をパイロットコートに定め、各種規則・手続フロー・体制等の整備、調停人の養成等を行った上で、2011 年 5 月より両裁判所にて調停制度を試行的に導入した。結果、2012 年 8 月までの間に、両裁判所で合計 348 件の調停事件を受理している（詳細は以下の表 2 参照）。また、本調査実施直前の 2012 年 10 月 10 日に専門家がバヤンズルフ区裁判所に対して聞き取りを行った結果によると、同裁判所では、2012 年

8月15日から10月10日までに、さらに49件の事件を受理し、同日時点での累計の受理事件数は317件となった。そのうち和解成立が160件、不成立が70件、中断や取下げ等が53件であった。

(表2：バヤズルフ区裁判所及びダルハンオール県裁判所における調停実績)

	バヤズルフ区裁判所		ダルハンオール県裁判所	
	受理事件数	うち調停実施 件数	受理事件数	うち調停実施 件数
2011年5月～2011年12月	123	123	62	57
2012年1月～2012年8月(*1)	145	145	18	8(*2)
合計	268	268	80	65

※国立法律研究所による調停事件統計より

(\*1)バヤズルフ区裁判所実績は8月15日分まで。

(\*2)和解契約締結数

また、調停人育成に関しては、調停人養成研修を受講して認定された調停人は、フェーズ1プロジェクト終了時評価実施時点(2012年5月時点)で110名となっている。

### 2-1-3 調停法

上述のパイロットコートでの調停実施の取り組みと並行して、司法改革6法の一つとして、調停制度の法的基盤を整備するための調停法案の起草がプロジェクトワーキンググループメンバーも関与して実施され、同法は2012年5月22日に国会にて成立した(附属資料6. 調停法和訳版参照)。これにより、調停制度が今後全国の一審裁判所にて本格導入されることが法的にも確定した(附属資料7. 一審裁判所一覧参照)。なお、法律の施行日は2013年7月1日であり、本調査においては、施行日に全国一律で調停が開始できるよう準備を進めたいとの強い意向が最高裁判所から示された。

なお、法務内務省からは、施行日の前倒しを検討しているとの情報ももたらされたが、正式に決定している情報ではなかったため、本プロジェクト形成においては、7月1日の調停全国導入を目指していくことを前提に、活動計画を策定し、準備を進めていくことで関係機関と合意した。

### 2-2 案件概要

#### 2-2-1 枠組み及びターゲットグループ

2010年5月から2012年11月まで実施してきた「調停制度強化プロジェクト」においては、最高裁判所を主要カウンターパート機関としつつも、調停制度を試行実施する2つのパイロットコートや首都裁判所、弁護士会や弁護士会調停センター、法務内務省や国立法律研究所などの関係機関の代表メンバーで構成されるワーキンググループがプロジェクトの活動を推進してきた。この体制が機能し、調停制度の全国導入への道筋

が整理されたことを踏まえ、本プロジェクトにおいても、同様のメンバーによるワーキンググループを継続的に組織して、調停制度の全国導入に向けた各種活動を推進していく体制とすることにつき、関係機関との協議において確認した。

本プロジェクトは、①ルール・制度・設備の整備、②人材の育成、③調停の実施・モニタリング・改善、④広報の4つのコンポーネントから構成され、関係各機関のワーキンググループメンバーとともに、全国の37の一審裁判所における裁判官、書記官及び調停人と連携して進めていくことを予定している。

#### 2-2-2 上位目標

一般民事事件および家事事件等において、モンゴル全国の一審裁判所で調停制度が活用され、紛争解決手段の一つとして定着するとともに、より多くの人々が多様で柔軟な紛争解決手段による便益を享受する。

#### 2-2-3 プロジェクト目標

一般民事事件および家事事件等に関して、全国の裁判所において調停が実施され、紛争解決手段の一つとして機能する。

#### 2-2-4 成果

成果1：調停制度の全国導入・運用のために必要な規則、体制、設備等が整備される。

成果2：調停制度の全国導入・運用のために必要な調停人及びその調停人を養成するトレーナーが計画的に養成されるとともに、裁判官及び裁判所職員等の調停及び関連する紛争制度に対する理解が向上する。

成果3：全国での調停実施状況のモニタリングを行い、その結果に基づいて必要な調停制度の設計及び実務運用の改善がなされる。

成果4：調停制度の効用が広く周知され、国民の調停制度に対する認知度が高まる。

#### 2-2-5 投入（インプット）

##### (1) 日本側

##### ・長期専門家派遣

「調停制度」（1名×2.5年）

##### ・短期専門家派遣

「調停技術」、「調停手続き」等（必要に応じて、年2回程度派遣）

##### ・研修員受け入れ

「調停人養成研修（仮）」（必要に応じて年1回程度実施）

##### ・供与機材

長期専門家用オフィスの備品、調停室関連設備等



- ・ 現地業務費
  - 現地セミナー開催費等
- ・ 国内支援体制
  - アドバイザリーグループ（学識者等により構成）設置
- (2) モンゴル側
  - ・ カウンターパート配置
    - プロジェクトディレクター：最高裁判所長官
    - プロジェクトマネージャー：最高裁判所民事部長
    - 調停制度検討ワーキンググループ
  - ・ 施設・機材
    - 最高裁判所内の長期専門家用オフィス
    - セミナー／ワークショップ開催のための会議室／教室
    - 調停室関連設備・機材等
  - ・ ローカルコスト
    - モンゴル側関係者（調停人含む）の給与
    - 供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用
    - 施設・資機材維持管理費用

#### 2-2-6 プロジェクト実施体制

モンゴル側関係機関と協議の上、以下のとおりプロジェクト責任者について合意を形成するとともに、プロジェクト活動を推進していくワーキンググループメンバーについては、「調停制度強化プロジェクト」のメンバーがそのまま継続して、本プロジェクトのワーキンググループメンバーとなることについても、合意を形成した。

##### (1) プロジェクト責任者

- ・ Project Director（プロジェクトディレクター）：最高裁判所長官
- ・ Project Managers（プロジェクトマネージャー）：最高裁判所民事部長

##### (2) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）

プロジェクトの進捗状況について、活動計画に照らしての確認を行うこと、及びプロジェクト実施に関する重要な問題について協議することを目的に、最高裁判所、弁護士会、首都裁判所、法務内務省、国立法律研究所、経済開発省、財務省、プロジェクト長期専門家、JICA 本部及びモンゴル事務所の代表をメンバーとした JCC を、必要に応じて開催する。

#### 2-3 関係機関との協議結果概要

モンゴル最高裁判所から要請のあった本プロジェクトに関する具体的な内容に関し、最高裁判所、首都裁判所、弁護士会等の主要関係機関と詳細活動計画について協議を行

い、PDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）案や P0（活動計画）案等も含め、合意を形成して、その内容をミニッツ（別添４）としてとりまとめ、最高裁判所民事部長、弁護士会長、経済開発省援助担当局長と署名した。

モンゴル最高裁判所との協議において、主要なポイントの一つは、持続性の確保の観点であり、経常経費の先方負担について整理することであったため、裁判所における予算を担当している裁判所評議会も協議に参加した。

#### （１）プロジェクト期間について

モンゴル側としては、2013年7月の調停法施行に向けて、早い段階からの準備を進めるためにも少しでも早いタイミングでのプロジェクト開始が望ましいとの意向が示されたが、日本側の年度予算の制約及び専門家人選手続きの都合等を調査団から説明した上で、2013年4月からとすることで合意を形成した。

他方で、プロジェクト立ち上げ準備支援との位置づけで、調停制度強化プロジェクトの専門家である岡専門家は、同プロジェクトが終了する2012年11月以降も2013年5月まで派遣期間を延長し、現地にて調停制度全国導入に向けた準備を支援する対応とすることを共有した。

プロジェクト終了時期については、要請書に記載のある当初想定していた2年半とした場合には、2015年9月となり、長期の夏季休暇取得が一般的なモンゴルにおいては終盤の活動まとめを行うのに支障があることから、2015年12月15日とすることで合意した。

#### （２）経費負担について

本プロジェクトを実施するに際しては、プロジェクト終了後にモンゴル側が自立的に調停制度を全国にて運営していくことができるようになることが不可欠であることから、持続性確保の観点から経常経費については、モンゴル側にて予算措置を行うことを確認し、その旨、ミニッツにも記載した。具体的には、前フェーズではパイロットとの位置づけから一部 JICA 側も負担をしていた調停人給与や調停人に対する継続研修については、モンゴル側の負担とすることとし、プロジェクト活動を推進するワーキンググループメンバーに対する謝金等の支払いも行わないこととした。

モンゴル最高裁判所は既に、94人分の常勤調停人給与額、非常勤調停人報酬、調停室整備費用等、全体で9億トゥグルグの予算額を申請しているとのことであったが、満額が承認されるとは限らないところ、予算措置を受けた後、裁判所内での予算配分を調整し、調停人給与等の調停制度実施に向けて必要な予算については確保するよう努めるとの説明があった。

#### （３）機材供与について

具体的にモンゴル側から供与を希望する機材リストが提示されたことを受けた。調停制度というこれまでになかった新しい制度を全国の裁判所で導入する上では、ある程度の基盤整備は必要であると考えられることから、項目毎にその必要性を検討の上、真に

必要な機材に限って供与することとした。なお、調停室の整備（施設改修等）については、モンゴル側にて実施することを確認した。

## 2-4 5 項目評価結果

### 2-4-1 妥当性

以下のとおり、必要性、優先度は高く、モンゴル、日本双方の方針とも合致し、実施の妥当性は高い。

モンゴルでは、1990年に市場経済化して以降、活発化した経済及び社会の変化に応じて、民事、商取引、家事（離婚等）に関する紛争が増加してきた。このような中、人々や民間企業の権利を守るために、司法改革及び多様な紛争解決制度の確立が求められるようになり、特に相互の合意に基づく実地的な紛争解決へのニーズが高まってきた。モンゴルにおいては新しい概念であった調停とその効果が、JICAのこれまでの支援を通じて徐々に認識されてきた。

裁判所における調停の活用は、大統領府が主導する2011年の司法改革政策にも位置づけられている。JICAが現在実施中の「調停制度強化プロジェクト」を通じて、2か所のパイロットコートにおける調停が導入され、成果を上げてきており、このプロジェクトの効果もあって、調停制度を全国で導入することを規定した調停法が2012年5月に成立し、2013年7月に施行される予定である。

上記及び日本の法・司法分野における支援基本方針にも合致することから、本プロジェクトを実施することを通じて、モンゴル側の調停制度の全国導入を支援することは意義のあるものであり、極めて妥当である。

### 2-4-2 有効性

以下のとおり、適切な計画に基づき、プロジェクト活動が実施されることで目標達成が見込まれる。

本プロジェクトは調停制度を民事・家事事件において全国に導入し、紛争解決手段の一つとして機能させることを目指すものであり、以下の4つの成果を生み出すことを通じて、このプロジェクト目標を達成するよう構成されている。

- ① 調停制度の全国導入・運用のために必要な規則、体制、設備等が整備される
  - ② 調停制度の全国導入・運用のために必要な調停人及びその調停人を養成するトレーナーが計画的に養成されるとともに、裁判官及び裁判所職員等の調停及び関連する紛争制度に対する理解が向上する
  - ③ 全国での調停実施状況のモニタリングを行い、その結果に基づいて必要な調停制度の設計及び実務運用の改善がなされる
  - ④ 調停制度の効用が広く周知され、国民の調停制度に対する認知度が高まる
- 着実なプロジェクト活動の実施を通じて、これら4つの不可欠な要素が実現されるこ

とで、調停制度が全国で機能するという目標は達成が見込まれる。

#### 2-4-3 効率性

以下に鑑み、プロジェクトは効率的に実施・運営されることが期待される。

本プロジェクトでは、目標を達成するために必要十分な投入が計画されており、長期専門家、短期専門家、本邦研修等の異なるスキームを活用することで、モンゴル側のニーズにきめ細かく柔軟に対応した、効率的なプロジェクト運営が期待される。また、日本国内にアドバイザーグループを結成し、補足的な技術支援を行える体制を構築することが予定されている。

プロジェクト期間も、全国における調停実施に関して、計画、準備、実施、モニター、改善を行うという一連の不可欠な活動に必要な最低限の期間に設定されている。加えて、プロジェクト実施体制においては、モンゴル側関係機関の円滑な連携が考慮されている。

#### 2-4-4 インパクト

高いインパクトの発現が期待される。

プロジェクトフェーズ1（現行プロジェクト）において、調停が二つのパイロットコートで試行実施され、着実に活用されていることを受けて、調停法の成立により、全国での調停制度導入が決定した。プロジェクトフェーズ1の成果の最大化の観点からも、フェーズ2を通じて、継続的に調停制度の全国実施を支援する必要性は高い。プロジェクト活動の着実な実施を通じて、「一般民事事件および家事事件等において、モンゴル全国の一審裁判所で調停制度が活用され、紛争解決手段の一つとして定着するとともに、より多くの人々が多様で柔軟な紛争解決手段による便益を享受する。」という上位目標は達成が期待される。

2013年7月の調停法施行を見据え、時宜を得たプロジェクトの実施が、インパクトを確保する上で、重要となる。また、プロジェクトは、国民に多様な紛争解決手段を提供するとともに、国民からの裁判所や法律家への信頼の向上や、裁判所における効率的な事件管理といったインパクトも生み出すことが期待される。

また、法務内務省が主導する民間調停や法律扶助センターとの連携等との相乗効果も期待される。

#### 2-4-5 持続性

プロジェクトの持続性は高い。

調停制度の全国での実施に関しては、モンゴルにおける司法改革推進の政策と、既に成立した調停法にて規定されており、政策・制度面での持続性は高い。

プロジェクト終了後の継続的な調停実施を確保するために、全ての経常経費はモンゴル側で負担される予定であり、最高裁判所は、既に調停人の給与や調停室の整備経費な

ど、全国の一審裁判所にて調停を実施するために必要な予算を申請しており、財政面での持続性も担保されている。

また、パイロットコートでの調停制度試行を経ての本プロジェクトによる全国導入支援であり、技術面での支障もない点、確認されている。

更に、一連の協議及び前フェーズのプロジェクト活動においても、カウンターパートのプロジェクトへの高い関与と強いオーナーシップが確認されている。

## 2-5 案件実施に向けての今後の対応

### (1) 調停法施行時期と全国での調停制度導入開始について

モンゴル最高裁判所は、調停法施行の時期に合わせて、全国で一斉に調停制度を導入するとの意向を有しており、7月からの調停開始に向けて、実質的にはプロジェクト開始までの期間においても、各種準備活動を進めていく（必要に応じて最高裁判所側が必要経費を負担）ことを確認した。

他方、法務内務省次官との面談において、法務内務省として司法改革6法の施行時期の前倒しを考えており、調停法についても、2013年4月15日の施行となる可能性がある旨の発言があった。これに関して最高裁判所との協議においては、確定した事項ではないことを理由に、2013年7月1日の施行開始を前提に協議を行い、プロジェクトの枠組み詳細につき合意を形成した。

日本側としては、2013年7月からの全国における調停開始であっても、準備期間としてはかなり限られたものであると認識しているため、仮に今後、法務内務省の意向に基づき調停法の施行時期の前倒しが行われた場合には、法的に問題とならない形での最低限の形式を整える対処とし、日本側の支援としては、今次調査団で合意した範囲内で、可能な限り調停開始に向けた準備を促進する。なお、全国での調停開始については、そのための各種準備作業等を勘案すると、2013年7月以前とすることは現実的ではないと考える旨、法務内務省にも伝えた。

### (2) 円滑なプロジェクト立ち上げに向けた支援

上述のとおり、プロジェクトの開始は2013年4月1日からと合意したが、モンゴル側の求めに応じ、プロジェクト立ち上げ準備支援との位置づけで、調停制度強化プロジェクト（フェーズ1）の長期専門家（岡英男専門家）について、同プロジェクトが終了する2012年11月以降も2013年5月まで派遣期間を延長し、現地にて調停制度全国導入に向けた準備を支援することで、2013年7月の調停法施行のタイミングでの調停制度導入開始が実現できるよう協力することとした。

また、調停の全国実施に必要な機材の調達についても、2013年4月のプロジェクト開始後、速やかに発注・調達処理がなされるよう、モンゴル側とも調整の上、プロジェクト開始前に必要な準備を進めていくこととする。

### (3) R/D 署名

モンゴル側及び日本側負担事項を明記した合意文書 (R/D) を JICA と最高裁判所、弁護士会、経済財務省の間で取り交わす。

### (4) 法・司法セクターにおける動向確認

法務内務省は、大臣以下人員が刷新され、新たな政策を打ち出して積極的に司法改革を進めていく姿勢であり、調査団との協議の中でも、調停法の施行日の変更（前倒し）を検討しているなどの発言もあったため、今後、本プロジェクトに関連する法・司法セクターの最新状況（特に法務内務省の最新動向）についても引き続き情報収集を行い、本部とも状況を共有願いたい。

## 2-6 団長所感

(1) モンゴルにおいては、2004 年から法整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006 年から 2008 年まで、モンゴル弁護士会と共同で、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置し、調停人の育成などに協力する「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施した。これら協力の成果を踏まえ、2010 年からモンゴル最高裁判所と協力し、調停センターの利用を促進しつつ、モンゴル全国に調停制度を導入する計画策定を支援する「調停制度強化プロジェクト」を実施した。本年5月には調停法が成立し、来年7月（モンゴル側によれば4月に前倒し施行される可能性がある）から調停を全国の一審裁判所で導入することが決定しており、同プロジェクトの終了時評価でも、モンゴル側の積極的なオーナーシップのもと、概ね所期の成果を達成しつつあることが確認されている。

(2) 調停は、平和的かつ迅速に紛争を解決する方法として、モンゴル市民に裁判に代わる代替的紛争解決手段を提供するものであり、また裁判所にとっても調停によって迅速に事件を処理することにより、経済発展に伴う訴訟の増加に対応することを可能とするものである。このような観点から、調停制度の導入は司法改革における柱の一つに位置付けられ、モンゴル側の期待も非常に大きい。日本側にとっても、他国に比べ発展している日本の調停の知見・経験を提供でき、また、調停制度という限られた分野への協力ではあるが司法制度全体にインパクトを与えることが可能な点で、援助効果の高い協力であると思料する。

(3) 今回の詳細計画策定調査では、調停制度の導入・定着がモンゴル側によって自立的に行われるよう、モンゴル側の費用負担、予算措置の確認に重点的に時間を割いた。新たに採用される常勤調停人の給与、継続研修の費用など、継続的に必要となる経費については、モンゴル側の負担とすることを確認した。全国の裁判所に設置される調停室の設備費用の一部については、日本側が機材を供与し支援することとした。

(4) モンゴルでは、司法改革に関する6つの法律が制定され（うち1つは「調停法」）、2014年度に政府から独立した法曹協会（Bar Association）を設立し、法曹の自治を導入しようとするなど、大規模な司法改革に取り組んでいる。「調停制度強化プロジェクト

トフェーズ2」の実施にあたっては、これら司法改革の動きを十分注視しつつ、効果的な実施に努める必要があると思料する。

## 附属資料

1. 調査日程
2. 主要面談者一覧
3. 詳細計画策定調査協議議事録（ミニッツ）
4. PDM 案（和文）
5. PO 案（和文）
6. 調停法（和訳版）
7. 一審裁判所一覧
8. 面談記録





モンゴル「調停制度強化プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査日程（実績版）

			稲葉先生	磯井専門員	金田職員	子浦課長
			調停制度	法整備	協力企画	総括
1	10月10日	水		OM502 14:40 成田発 18:50 モンゴル着		
2	10月11日	木	KE704・KE867 13:55 成田発 22:20 モンゴル着 (インチョン経由)	9:00-10:00 事務所（次長）との打ち合わせ 10:00-11:00 事務所及び専門家との打合せ 14:30-15:30 World bankとの面談 15:00-16:30 UNDPとの面談		
3	10月12日	金	10:20-11:20 法務省表敬（バヤルツェツェグ事務次官） 11:45-13:15 弁護士会会長との協議 14:00-16:30 最高裁判所及び首都裁判所との協議			
4	10月13日	土	10:00-16:00 調停広報セミナー			OM502 14:40 成田発 18:50 モンゴル着
5	10月14日	日	・ 団内協議 ・ 資料整理			
6	10月15日	月	10:00-10:30 国立法律研究所（アマルサナ研究部長）との面談 10:40-11:20 弁護士会調停センター（LGLセンター）との協議 11:30-13:00 地方の裁判官等との協議（トゥブ県2人、裁判所評議会、最高裁） 15:00-17:00 最高裁判所との協議（第2回） 17:15-19:00 GIZとの面談			
			KE868 23:50 モンゴル発			
7	10月16日	火	KE701 11:30 成田着 (インチョン経由)	10:00-11:00 大統領府表敬（ウヌルバヤル大統領法律顧問） 11:30-12:30 経済開発省との協議 15:00-17:30 ミニッツ協議（最高裁判所）		
8	10月17日	水		10:00-12:00 弁護士会との面談（委託調査結果ヒアリング）	資料整理(ミニッツ修正対応等)	
9	10月18日	木		9:30-10:30 世銀本部モンゴル法整備担当者との協議 15:00-16:00 ミニッツ署名		
10	10月19日	金		11:00-12:00 事務所報告 14:30-15:30 大使館報告（清水大使、樺本書記官） 15:30-16:00 名古屋大学日本法センター（澤田先生）面談		
11	10月20日	土		OM501 08:05 モンゴル発 13:40 成田着		



主要面談者リスト

<b>(1) 最高裁判所</b>	
ウンドラフ	民事部長
トンガラク	判事
バヤスガラ	書記官
<b>(2) 裁判所評議会</b>	
エンフバートル	人事・研修部長
エンフバヤル	総務部長
ボログマ	財務担当
<b>(3) 首都裁判所</b>	
ゾルゾヤ	民事部長
<b>(4) トゥブ県高等裁判所・地方裁判所</b>	
トゥフシンジャルガル	裁判官
ムンフトヤ	裁判官
<b>(5) 行政裁判所</b>	
ツォグト	裁判所長
<b>(6) 法司法省</b>	
バヤルツェツェグ	次官
トゴス	国際課主任専門官
<b>(7) 大統領府</b>	
ウヌルバヤル	大統領法律顧問
<b>(8) モンゴル弁護士会</b>	
プレブニヤム	会長
<b>(9) 弁護士会調停センター</b>	
アルタンウルツィ	センター長
<b>(10) 経済開発省</b>	
ボルドバートル	経済協力・借款・援助政策局長
<b>(11) 国立法律研究所</b>	
アマルサナ	調査部長

(12) JICA プロジェクトオフィス

岡 英男  
オユ

専門家  
プロジェクトスタッフ

(13) 在モンゴル日本大使館

清水 武則  
林 伸一郎  
櫛本 昇一

大使  
参事官  
二等書記官

(14) JICA モンゴル事務所

磯貝 季典  
岩井 淳武  
サイハナ  
オド

所長  
次長  
現地職員  
現地職員

(15) 名古屋大学日本法教育研究センター

澤田 宗祐

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

(16) ドナー関係者

【GIZ】

Mr. Werner Kosemund  
Mr. Lkhagva Zaya

GIZ モンゴルオフィス副所長  
Project Manager

【UNDP】

Ms. Khunan Jargalsaikhan  
Ms. Javzandulam Altangerel

National Project Coordinator  
Administrative and Finance Officer

【World Bank】

Ms. Eva Melis  
Ms. Bolikhorloo Sarantuya

Justice Reform Practice Group, Legal Vice  
Presidency, WB HQ  
Project Coordinator, Enhanced Justice Sector  
Services Project

**MINUTES OF MEETINGS  
BETWEEN  
THE JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF MONGOLIA  
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR  
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM (PHASE 2)**

The Japanese Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Yoichi Shio, Director, Law and Justice Division, Industrial Development and Public Policy Department of JICA, visited Mongolia from 10<sup>th</sup> October to 20<sup>th</sup> October 2012, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the background, concept and scope of the project.

During its stay in Mongolia, the Team and the Mongolian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Mongolian side”) had a series of discussions and worked out the details of the project.

As a result of the study and discussions, the Team and the Mongolian side reached common understandings concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

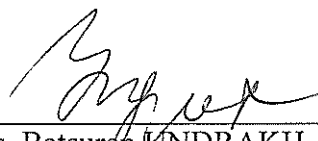
Ulaanbaatar, 18<sup>th</sup> October, 2012



Mr. Yoichi SHIO

Leader

Japanese Detailed Planning Survey Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



Ms. Batsuren UNDRAKH

Presiding Justice

Chamber of Civil Cases  
Supreme Court  
Mongolia



Mr. Danzannorov BOLDBAATAR

Director

Department of Economic Cooperation, Loan  
and Aid Policy  
Ministry of Economic Development  
Mongolia



Mr. Banzragch PUREVNYAM

President

Association of Mongolian Advocates  
Mongolia

YS.

ATTACHED DOCUMENT

**I. Basic framework of the Project and the Results of Detailed Planning Survey**

The Team and the Mongolian side shared the common view on the basic framework, scope and details of the Project as below. Both sides also recognized the draft version of the Record of Discussions (hereinafter referred to as “R/D”) as attached in ANNEX VII hereto that will be finalized by the time of commencement of the Project.

1. Project Title

The Project for Strengthening Mediation System (Phase 2)

2. Scope of the Project

The Team and the Mongolian side confirmed that the Project would aim at introducing the mediation system on civil and family disputes nationwide in Mongolia.

3. Duration of the Project

Based on the discussion on the Plan of Operation (hereinafter referred to as “PO”) in ANNEX II, it was agreed that the duration of the Project would be two years and eight months, desirably starting in April 2013. The starting date will be further consulted before signing of R/D.

4. Master Plan

Through the series of discussions, the both sides reached the agreement on the framework of the Project as follows. Details are shown in the Project Design Matrix (hereinafter referred to as “PDM”) in ANNEX I. It was understood that the attached PDM is provisional, and both sides will further review and revise the matrix as necessary in an early stage of the Project implementation upon mutual agreement.

(Overall Goal)

Mediation is utilized and takes root for civil and family disputes in all the courts of first instance in Mongolia, and more people receive benefits from diversity and flexibility of dispute resolution.

(Project Purpose)

Mediation system is introduced nationwide for civil and family disputes, and functions

1  
  
 - 20 -

g.s.

as one of the means of dispute resolutions.

(Outputs)

- (1) Rules, framework and facilities necessary for nationwide introduction and implementation of mediation are prepared.
- (2) Mediators and mediation trainers necessary for introduction and implementation of the mediation system in all districts of the country are trained according to the plan developed by the Working Group. Judges and court officials understand mediation and other relevant dispute resolution.
- (3) Based on the result of monitoring on the mediation practice, mediation procedure and practice are improved.
- (4) Information on the effects of mediation is widely disseminated and people get aware of mediation.

(Inputs)

Japanese side

(1) Long-term Expert

One Long-term Expert on Mediation will be dispatched in order to support the project implementation. In addition, for the bridging period from the previous project phase, JICA will also send an expert if necessary.

(2) Short-term Experts

Short-term Experts will be dispatched twice a year, in accordance with the necessity for effective implementation of the Project.

(3) Training in Japan

Training in Japan is planned to be implemented once a year, based on the necessity for effective implementation of the Project.

(4) Equipment

Equipment for mediation rooms will be provided when necessary according to the situation of each court, based on the later agreement between the Supreme Court of Mongolia (hereinafter referred to as "SC") and JICA.

(5) Project activity costs

Project activity costs, except the running cost that will be continuously necessary after the Project ends, such as remuneration to the mediators, will be provided.

(6) Support system in Japan

An Advisory Group on mediation will be organized.

4.5.



Mongolian side

(1) Counterpart Personnel

- Project Director: The Chief Justice of the SC
- Project Managers: The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of the SC
- Members of the Working Group

(2) Facility and Equipment

- Office for the Project
- Mediation rooms in each district court
- Meeting/Class rooms for the seminars and workshops
- Other relevant facilities and equipment

(3) Local Cost

- Remuneration to the mediators and other personnel if necessary
- Costs of custom clearance, domestic transportation, storage and installation for equipment provided by JICA
- Maintenance costs for facility and equipment
- Costs for implementing continuous training for mediators

5. Tentative Plans of Operations

The both sides agreed on the PO as shown in ANNEX II, which will be further reviewed and revised as necessary in due course.

6. Administration of the Project

As a result of the discussions, both sides agreed on the Administration of the Project as proposed below. In addition to the SC, which is the responsible organization of the Project, the Association of Mongolian Advocates (hereinafter referred to as “AMA”) and other institutions are supposed to be profoundly engaged in the Project. The Team and the Mongolian side agreed on the roles and responsibilities shared among the relevant institutions as referred in ANNEX III.

(1) Project Director: The Chief Justice of the SC

(2) Project Manager: The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of the SC

(3) Working Group Members:

Working Group members remain the same as the Project Phase 1, as follows. Additional member(s) can be assigned whenever necessity arises. The Working Group works together with Japanese Expert. The terms of reference of the Working

Y.S.

Group are as shown in ANNEX IV.

- Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of the SC (Leader)
- President of AMA
- Judges of the SC
- Representative(s) of the Judicial Research Center
- Judges of the Capital City Court of Appeals
- Representative of the General Council of the Courts
- Judges and Court clerks of the courts which functions as pilot courts until the enforcement of the Mediation Law
- Advocates (including the mediators of the Mediation Center and advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice
- Representative of the National Legal Institute
- Staff of the SC (Secretariat)

## II. Specific Issues Confirmed on the Project

Both sides agreed on the following issues on the Project;

### 1. Project Office

The SC provides the office for the project where the Long-term Expert and his/her assistants work.

### 2. Facilities and equipment

Mongolian side takes responsibility to establish mediation rooms in each district court. JICA will support indispensable office furniture and equipment for mediation practice as listed below, in order to start mediation nationwide without delay.

#### (1) PCs and Printers for the appropriate mediation case management:

One each for the courts where the mediation is introduced except two pilot courts

#### (2) Tables and chairs adequate for mediation practice:

One set each for the courts where the mediation is introduced except two pilot courts

#### (3) Shelves for storing mediation documents:

One each for the courts where there is no available ones for mediation.

#### (4) Desk and chair for daily work of mediators pertaining to mediation:

One set each for the courts where there is no available ones for mediation.

4

- 23 -

g.s.

3. Remuneration for the Working Group

Remuneration is not provided to Working Group members, except actual travel cost for the members participating from outside of the capital, since it is not appropriate to subsidize remuneration to Working Group members, from the viewpoint of voluntary participation and sustainable development.

4. Operating Expenses for Mediation

From the viewpoint of the sustainable development of the mediation system, running cost such as remuneration for the mediators and cost of continuous training for mediators is to be borne by Mongolian side.

5. Coordination among the implementing organizations

Both sides agreed that the coordination is especially important for the effective Project implementation with four relevant organizations. Therefore, the Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") is organized to share the information on the project such as the progress and achievement, and annual work plan of the Project activities, among the implementing organizations. See ANNEX V for the details of JCC.

6. Results of the survey based on the five evaluation criteria

The team evaluated the Project based on the five evaluation criteria; (1) Relevance, (2) Effectiveness, (3) Efficiency, (4) Impact and (5) Sustainability. As a result of the survey and a series of discussions with Mongolian side, as attached in ANNEX VI, the team concluded that the Project is appropriate to be implemented.

**III. Steps to be taken**

1. Preparation period for the commencement of the Project [Nov 2012- Mar 2013]

- (1) The R/D will be signed between JICA Mongolia Office and the Mongolian side preferably in November.
- (2) The General Council of the Courts and AMA will respectively issue the orders to assign members of the Working Group.
- (3) Necessary preparation will be done for facility and equipment installation and establishing mediation system for its nationwide implementation.

2. Commencement of the Project [April 2013]


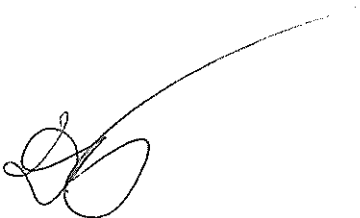
5

y.s.

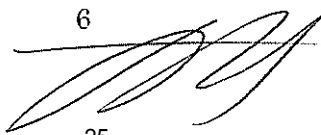
- (1) Long term Expert will be dispatched by JICA.
  - (2) Necessary project budget will be allocated for the project activities by JICA.
3. Mediation practice commences nationwide officially based on the Mediation Law.  
[July 2013]

LIST OF ANNEX

- |           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| ANNEX I   | TENTATIVE PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)                          |
| ANNEX II  | TENTATIVE PLAN OF OPERATION (PO)                               |
| ANNEX III | IMPLEMENTATION STRUCTURE OF THE PROJECT                        |
| ANNEX IV  | TERMS OF REFERENCE (TOR) OF THE WORKING GROUP                  |
| ANNEX V   | JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)                             |
| ANNEX VI  | RESULTS OF THE SURVEY BASED ON THE FIVE EVALUATION<br>CRITERIA |
| ANNEX VII | DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)                        |



6



- 25 -

Y.S.

## Project Design Matrix (PDM)

Project Name: Project for Strengthening Mediation System Phase II  
 Target Area: Ulaanbaatar and all the areas in Mongolia  
 Duration of the Project: Apr 2013 to Dec 2015

Counterparts: Supreme Court (SC), Association of Mongolian Advocates (AMA)

Ver. 0

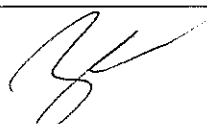
Date of PDM: Oct 2012

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p><b>Overall Goal:</b>            Mediation is utilized and takes root for civil and family disputes in all the courts of first instance in Mongolia, and more people receive benefits from diversity and flexibility of dispute resolution.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Grow in use of mediation in the courts of first instance nationwide is observed.</li> <li>• Number of cases resolved by mediation is increased</li> <li>• Users of mediation are highly satisfied.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Statistic data of the Supreme Court</li> <li>• Survey on the level of satisfaction of the mediation users</li> </ul>	
<p><b>Project Purpose:</b>            Mediation system is introduced nationwide for civil and family disputes, and functions as one of the means of dispute resolution.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Mediation procedure is applied in all the courts of first instance in Mongolia.</li> <li>• Mediation system is used for more than 5% of civil and family cases in the courts of first instance.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Statistic data of the Supreme Court</li> </ul>	
<p><b>Outputs:</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Rules, framework and facilities necessary for nationwide introduction and implementation of mediation are prepared.</li> <li>2. Mediators and mediation trainers necessary for introduction and implementation of the mediation system in all districts of the country are trained according to the plan developed by the Working Group. Judges and court officials understand mediation and other relevant dispute resolution.</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 Plan of preparation for introducing mediation nationwide is developed and implemented.</li> <li>1-2 Rules, frameworks, formats, manuals, etc. concerning mediation are prepared.</li> <li>1-3 Mediators (both fulltime and part-time) are assigned.</li> <li>1-4 Mediation rooms in all the courts of first instance are prepared.</li> <li>2-1 Plan of training for mediation trainers is developed and carried out.</li> <li>2-2 XX mediation trainers are trained.</li> <li>2-3 XXX mediators are trained.</li> <li>2-4 Mediation seminars for judges and court officials of all the courts of first instance, and other relevant personnel is carried out.</li> <li>2-5 Materials of training on mediation is revised if necessary.</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Plan of preparation for introducing mediation nationwide</li> <li>• Various documents such as rules, formats, manuals, etc. on mediation</li> <li>• List of mediators</li> <li>• Nationwide monitoring report on mediation</li> <li>• Plan of training for mediation trainers</li> <li>• List of trainers of mediators</li> <li>• List of mediators</li> <li>• Record of implementation of mediation seminars</li> <li>• Revised training curriculums and materials</li> </ul>	<p>Legal Reform Policy will not change drastically.</p>

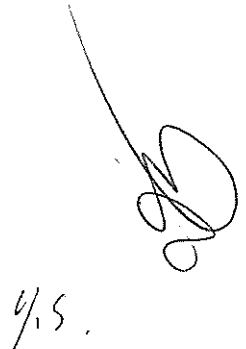
<p>3. Based on the result of monitoring on the mediation practice, mediation procedure and practice are improved.</p> <p>4. Information on the effects of mediation is widely disseminated and people get aware of mediation.</p>	<p>3-1 Mediation is put into practice in all the courts of first instance in Mongolia.</p> <p>3-2 Nationwide monitoring of the mediation practice is carried out</p> <p>4-1 Plan of PR activities is developed and implemented.</p> <p>4-2 PR materials of mediation are prepared.</p> <p>4-3 Awareness of the citizens on mediation is increased.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Monitoring report</li> <li>• The result of hearing from mediators, judges and court officials.</li> <li>• Plan of PR activities</li> <li>• PR materials</li> <li>• Report of survey on awareness of the citizens on mediation</li> </ul>	<p>Preconditions</p> <p>1 Some of the WG members are assigned as members of the Mediation Committee.</p>
<p><b>Inputs</b></p>			
<p>(Japanese side)</p> <p>&lt;Long-term Expert&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Mediation</li> </ul> <p>&lt;Short-term Expert&gt;</p> <p>Dispatch of experts twice a year</p> <p>&lt; Training in Japan &gt;</p> <p>Once a year</p> <p>&lt;Provision of equipment&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Facilities for the office of the project</li> <li>• Interior finishing and furnishing for mediation rooms (when necessary according to the situation of each court)</li> </ul> <p>&lt; Activity Costs &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Seminars and Trainings in Mongolia</li> </ul> <p>&lt;Support System in Japan &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Advisory Group on Mediation in Japan</li> </ul>	<p>(Mongolian side)</p> <p>&lt;Counterpart Personnel&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Project Director : Chief Justice of SC</li> <li>• Project Manager : The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC</li> <li>• Working Group Members</li> </ul> <p>&lt; Facility and Equipment &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Office for the Project</li> <li>• Mediation room in each district court</li> <li>• Meeting/Class rooms for the seminars and workshops</li> <li>• Other relevant facilities and equipment</li> </ul> <p>&lt; Local Cost &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Remuneration to the mediators and other relevant personnel</li> <li>• Costs of custom clearance, domestic transportation, storage and installation for equipment provided by Japan</li> <li>• Maintenance costs for facility and equipment</li> <li>- Costs for implementing continuous training for mediators</li> </ul>	<p>Activities</p> <p>1-1 Make a plan of preparatory activities for the enforcement of the Mediation Law, and implement the plan in cooperation with the courts and other relevant institutions.</p> <p>1-2 JICA Expert participates in the Mediation Committee and provides necessary advices and recommendations.</p> <p>1-3 Establish the Working Group (WG) for designing mediation system, consisting of the members from courts, AMA and other relevant institutions.</p> <p>1-4 WG prepares rules and frameworks necessary for implementing mediation.</p> <p>1-5 Prepare documents necessary for mediation procedure, such as formats and manuals.</p> <p>1-6 The General Council of the Courts assigns mediators (both fulltime and part-time), based on the list of candidates of mediators prepared by WG.</p> <p>1-7 Mediation rooms and other necessary equipment for implementation of mediation are installed in all the courts of first instance.</p> <p>2-1 Develop the plan of training for mediators and mediation trainers (number of people to be trained, frequency, etc.) in WG.</p> <p>2-2 Implement trainings for the prospective mediation trainers.</p> <p>2-3 Trainers carry out trainings for the prospective mediators which are necessary in quality and quantity for nationwide implementation of mediation.</p> <p>2-4 Carry out seminars for judges and court officials to improve their understanding on mediation and other relevant dispute resolution.</p> <p>2-5 Disseminate information on mediation in courts to LGL center and other public and private mediation institutions, in order for cooperation and collaboration when necessary.</p> <p>2-6 WG revises curriculums and materials of trainings on mediation.</p>	

ANNEX I

<p>2-7 Implement continuous trainings for incumbent mediators in order to brush up and update their knowledge and skills.</p> <p>3-1 Judges, court officials and mediators implement mediation based on the Flow of Mediation Procedure in all the courts of first instance in the country.</p> <p>3-2 WG monitors the mediation practice in each court and conducts necessary revision of the framework and the Flow of Mediation Procedure, based on the result of monitoring.</p> <p>3-3 Monitor the level of satisfaction of users of mediation in cooperation with the National Legal Institute.</p> <p>4-1 WG develops a plan for nationwide public relations (PR) of mediation to raise awareness of the ordinary citizens through the mass-media and other measures.</p> <p>4-2 WG prepares materials for PR of mediation, targeting on ordinary citizens.</p> <p>4-3 Based on the plan, carry out the PR activities nationwide in cooperation with mediation trainers and mediators.</p> <p>4-4 Implement the survey on awareness of the citizens on mediation and reflect its result into the future PR activities.</p>			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--



9  
28 - 

4/5 

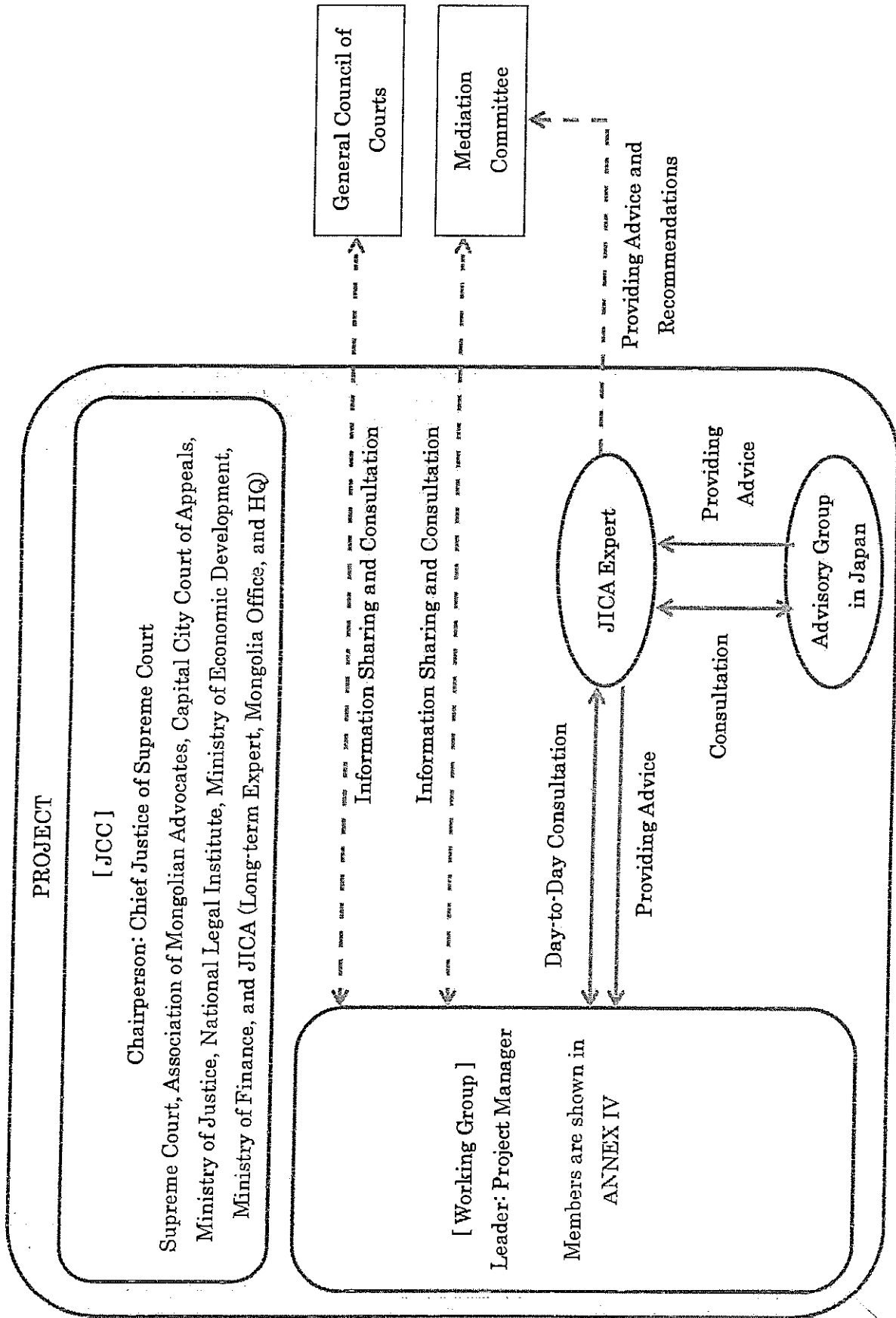
Tentative Plan of Operation

Time frame	2013			2014			2015					
	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
1	Rules, framework and facilities necessary for nationwide introduction and implementation of mediation are prepared.											
1-1		↑										
1-2												↑
1-3		↑										
1-4		↑		↑								
1-5		↑		↑							↑	
1-6		↑		↑							↑	
1-7		↑		↑						↑		
2	Mediators and mediation trainers necessary for introduction and implementation of the mediation system in all districts of the country are trained according to the plan developed by the Working Group. Judges and court officials understand mediation and other relevant dispute resolution.											
2-1		↑										
2-2										↑		
2-3											↑	
2-4												↑
2-5												↑
2-6											↑	



Time frame	2013			2014			2015					
	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
2-7					↑				↑			
3	Based on the result of monitoring on the mediation practice, mediation procedure and practice are improved.											
3-1												↑
3-2												↑
3-3							↑				↑	
4	Information on the effects of mediation is widely disseminated and people get aware of mediation.											
4-1					↑							↑
4-2												↑
4-3											↑	
4-4									↑			↑

9.5.



*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

4.5.

*[Handwritten signature]*

## TERMS OF REFERENCE (TOR) OF THE WORKING GROUP

### 1. Functions

- (1) To prepare the rules and framework necessary for nationwide implementation of mediation
- (2) To develop the plan of training for mediators and mediation trainers, and revise the curriculums and materials of trainings on mediation.
- (3) To monitor the mediation practice in each court and conduct necessary revision of the framework and the Flow of Mediation Procedure based on the result of monitoring
- (4) Develop the nationwide Public Relations (PR) plan of mediation and prepare PR materials on mediation

### 2. Activities

To hold a committee twice or three times per month (the frequency changes if necessary), and discuss the following issues. If needed, the Working Group can be split into Sub-Groups to discuss specific topics.

### 3. Members

- Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of the SC ( Leader)
- President of AMA
- Judges of the SC
- Representative(s) of the Judicial Research Center
- Judges of the Capital City Court of Appeals
- Representative of the General Council of the Courts
- Judges and Court clerks of the courts which functions as pilot courts until the enforcement of the Mediation Law
- Advocates (including the mediators of the Mediation Center and advocates in the pilot court areas)
- Representative of the Ministry of Justice
- Representative of the National Legal Institute
- Staff of the SC (Secretariat)

## JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

### 1. Function

The JCC, composed of the members listed in article 2 below, will be held whenever the necessity arises in order:

- (1) to review the overall progress of the project as per the PO, and
- (2) to monitor and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

### 2. Committee Composition

#### (1) Chairperson:

The Chief Justice of the Supreme Court of Mongolia

#### (2) Members:

- The Mongolian side
  - a. Representative(s) of the Supreme Court
  - b. Representative(s) of the Association of Mongolian Advocates
  - c. Representative of the Capital City Court of Appeals
  - d. Representative of the General Council of the Courts
  - e. Representative of the Ministry of Justice
  - f. Representative of the National Legal Institute
  - g. Representative of the Ministry of Economic Development
  - h. Representative of the Ministry of Finance
- The Japanese side:
  - a. JICA Long-term Expert
  - b. Representative of JICA Mongolia Office
  - c. Representative of JICA Headquarters

Notes: Official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observers.

14

- 33 -

4.5.

## Results of the Survey based on the Five Evaluation Criteria

### 1. Relevance

In Mongolia, the disputes on civil matters, economic transactions, family matters such as divorce have increased, because of the activated economy and societal change after the transition to the market economy in 1990. According to the stated situation, legal reform and diversified dispute resolution system have been required in order to secure the rights of people and private enterprises. Especially the needs for practical dispute resolution based on the mutual consent have been increased. Mediation, a new concept in Mongolia, and its effectiveness were recognized through JICA's support.

Implementation of mediation is included in the legal reform policy 2011 led by the Presidential Office. In the ongoing Project for Strengthening Mediation System, mediation has been introduced in two pilot courts successfully. Based on the successful implementation of the ongoing Project, the Mediation Law which stipulates the nation-wide introduction of mediation was approved in May 2012 and will be enforced in July 2013.

Considering the above, together with the consistency with the basic policy of Japan in supporting legal and judicial reform, it is highly relevant for JICA to support the effort of the Mongolian side to introduce the mediation procedure nationwide, through the Project (second phase).

### 2. Effectiveness

The Project aims to introduce the mediation procedure nationwide for civil and family disputes and to assure it function as one of the means of dispute resolution. In order to achieve the objective above, the Project is logically designed to produce following four Outputs;

- (1) Rules, framework and facilities necessary for nationwide introduction and implementation of mediation
- (2) Trained Mediators and mediation trainers, and judges and court officials with understanding of the mediation and other relevant dispute resolution.
- (3) Implementation of mediation nationwide and monitoring its practice
- (4) Dissemination of the information related to mediation to the public

All the four Outputs, (1) Rules and facilities, (2) human resources, (3) implementation and monitoring, and (4) public relations, are indispensable to make the mediation system function.

With the steady implementation of the Project activities, the objective is expected to

be achieved.

### 3. Efficiency

The Project is designed with enough input necessary for achieving the objective. The combination of long-term expert, short-term experts and training in Japan can lead to efficient implementation of the Project, flexibly responding to the needs of the Mongolian side. Advisory group in Japan is also planned to be organized for providing further technical support.

The period of the Project is also set as enough to ensure the implementation of indispensable activities; to plan, prepare, implement, monitor and revise the mediation practice nationwide. In addition, smooth coordination among the relevant institutions is also well considered in the Project implementation structure.

Judging from the above, the Project is expected to be efficiently managed.

### 4. Impact

In the previous phase of the Project, mediation procedure was introduced in two pilot courts for trial. Since it was successfully carried out, full scaled introduction of the mediation nationwide is expected and has been determined by the Mediation Law. In order to maximize the outcome of the previous phase of the Project, it is also necessary to continuously support the phase of introducing the mediation nationwide.

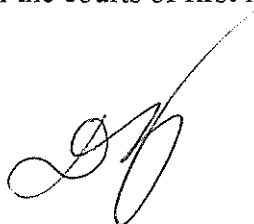
In prospect of the enforcement of the Mediation Law in July 2013, the timely implementation of the Project will be the key for increasing the impact. Besides, the project can also bring other positive impacts such as enhancing the public confidence in the courts and lawyers and efficient case management in courts, as well as providing a variety of dispute resolution means with citizens.

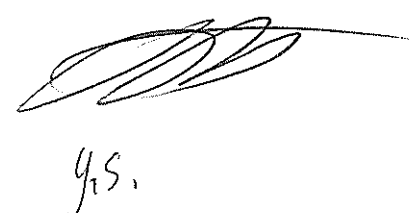
Collaboration with the private mediation institutions and legal service centers which are led by the Ministry of Justice and Home Affairs is expected to maximize the impact of the Project.

Accordingly, the impact of the Project is anticipated.

### 5. Sustainability

In anticipation of the continuous implementation after the project period, all the running expenses is expected to be borne by the Mongolian side. The Supreme Court of Mongolia has already put significant efforts to apply the necessary budget for mediation practice nationwide, such as salary for mediators and preparation of the mediation rooms in all the courts of first instance.

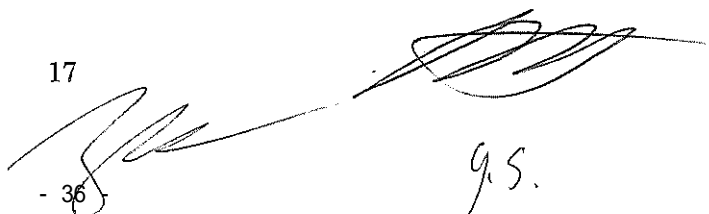




Considering the fact above, together with the firm commitment of the counterparts to the Project which has been observed, the sustainability of the Project is highly expected.



17



- 36 -

9.5.

RECORD OF DISCUSSIONS  
ON  
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM PHASE II  
IN  
MONGOLIA  
AGREED UPON BETWEEN  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF MONGOLIA  
AND  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Ulaanbaatar, DD MM, 2012

---

Mr. Toshinori ISOGAI  
Chief Representative  
JICA Mongolia Office  
Japan International Cooperation Agency  
Japan

---

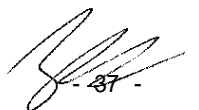
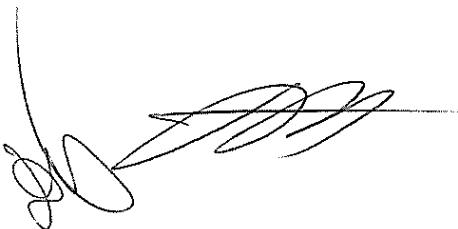
Ms. Batsuren UNDRAKH  
Presiding Justice  
Chamber of Civil Cases  
Supreme Court  
Mongolia

---

Mr. Danzannorov BOLDBAATAR  
Director  
Department of Economic Cooperation, Loan  
and Aid Policy  
Ministry of Economic Development  
Mongolia

---

Mr. Banzragch PUREVNYAM  
President  
Association of Mongolian Advocates  
Mongolia





Based on the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on the Project for Strengthening Mediation System Phase II (hereinafter referred to as “the Project”) signed on 18 October, 2012, between the Supreme Court (hereinafter referred to as “the SC”), the Association of Mongolian Advocates (hereinafter referred to as “AMA”), the Ministry of Economic Development and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), JICA held a series of discussions with the SC, AMA and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

All the parties agreed the details of the Project and the main points discussed as described in the Appendix 1 and the Appendix 2 respectively.

All the parties also agreed that the SC, the main counterpart to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of Mongolia.

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 5<sup>th</sup> December, 2003 (hereinafter referred to as “the Agreement”) and the Note Verbales exchanged on 3<sup>rd</sup> April, 2012 between the Government of Japan (hereinafter referred to as “GOJ”) and Mongolia.

Appendix 1: Project Description

Appendix 2: Main Points Discussed

Appendix 3: Minutes of Meetings on the Detailed Planning Survey of the Project

19

38

4.5.

Appendix 1

**PROJECT DESCRIPTION**

All the parties confirmed that there is no change in the Project Description agreed on in the Minutes of Meetings (hereinafter referred to as “M/M”) on the Detailed Planning Survey on the Project signed on 18<sup>th</sup> October, 2012 (Appendix 3).

**I. BACKGROUND**

Since the transition to a market-oriented economy in 1990s, revitalization of private sector activities as well as social changes have resulted in the increase of various disputes among citizens, and accordingly the needs for diversification of civil dispute resolution have been increased. In this context, the Government of Mongolia places priority on legal and judicial reform and institutional capacity strengthening of judicial institutions.

In order to handle these disputes, necessity for establishing a legal system ensuring the interests of citizens and private organizations and diversifying the methods of dispute resolution is enhanced. In view of the above, and based on the request from the Government of Mongolia, the Government of Japan dispatched a Japanese long-term expert from 2004 to 2006 to support enhancing capacity of legal professionals and strengthening the function of the Association of Mongolian Advocates (hereinafter referred to as “AMA”). It was followed by the Legal Reform Support Project, which was implemented by AMA with support of the Ministry of Justice and Home Affairs and in cooperation with JICA from 2006 to 2008. As a result of these joint efforts, the Mediation Center was established in AMA and some of the advocates were trained as mediators.

In the result of such assistance and cooperation of the Japanese side in the field of improving the legal system in Mongolia, the SC came to understand the significance of the mediation system in the courts. The procedures in the courts of Mongolia were limited in general to the litigation, even in case of small disputes. In addition, courts were overloaded because the cases related to claims for debts and family disputes (especially, divorce) were increasing under the influence of the economic growth and social changes. Furthermore, time and cost which were required to file a suit to courts often imposed a burden on citizens. Thus it has come to be expected that introducing mediation system could lead to the efficient, speedy and satisfactory dispute resolution for citizens.

Therefore, the SC requested the Project for Strengthening Mediation System to the Government of Japan to support the efforts of the SC in introducing the mediation system in the judicial system in collaboration with AMA. Since the request was aligned with the Japanese aid policy for Mongolia and in the sector of legal and judicial development, the Project for Strengthening Mediation System (hereinafter referred to as “the Project Phase I”) was commenced in May 2010. In the Project Phase I, mediation has been introduced in two pilot courts successfully with the establishment of rules and procedures for mediation practice. Based on the preferable result of the Project Phase I and the Mediation Law which was promulgated in May 2012, introduction of mediation in Mongolia nationwide is expected.

Y.S.

Since the Project Phase I is ending in November 2012, Mongolian government requested the Japanese government for the continuous support on nationwide introduction of mediation by implementing the Project for Strengthening Mediation System Phase II (hereinafter referred to as “the Project”).

## **II. OUTLINE OF THE PROJECT**

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) and the tentative Plan of Operation. Both documents are attached to the M/M as in Appendix 3.

### 1. Input

#### (1) Input by JICA

##### (a) Dispatch of Experts

- One Long-term Expert on Mediation
- Short-term Experts will be dispatched twice a year, in accordance with the necessity for effective implementation of the Project.

##### (b) Training in Japan

Training in Japan is planned to be implemented once a year, based on the necessity for effective implementation of the Project.

##### (c) Machinery and Equipment

Equipment for mediation rooms will be provided when necessary according to the situation of each court, based on the later agreement between the Supreme Court of Mongolia (hereinafter referred to as “SC”) and JICA. Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA and the SC during the implementation of the Project, as necessary.

#### (2) Input by the SC

The SC will take necessary measures to provide at its own expense:

- (a) Services of Mongolian counterpart personnel and administrative personnel as referred to in II-2;
- (b) Suitable office space with necessary equipment;
- (c) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the equipment provided by JICA;
- (d) Means of transport and travel allowances for the JICA experts for official travel within Mongolia;
- (e) Suitable furnished accommodation for the JICA experts and their families;
- (f) Information as well as support in obtaining medical service;
- (g) Credentials or identification cards;
- (h) Available data (including maps and photographs) and information related to the Project;
- (i) Running expenses necessary for the implementation of the Project;
- (j) Expenses necessary for transportation within Mongolia of the equipment referred to in II-1 (1) as well as for the installation, operation and maintenance thereof; and
- (k) Necessary facilities to the JICA experts for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Mongolia from Japan in connection with the implementation of the Project

## 2. Implementation Structure

The chart of the Project implementation structure is given in the Annex III of the M/M (Appendix 3). The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

### (1) The Supreme Court (the SC)

#### (a) Project Director

Chief Justice will be responsible for overall administration and implementation of the Project.

#### (b) Project Manager

Presiding Justice, Chamber of Civil Cases will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.

#### (c) Working Group members

The SC will assign necessary personnel to the members of the Working Group of the Project

### (2) Association of Mongolian Advocates (AMA)

The AMA will assign its members to the members of the Working Group of the Project and support the project activities such as training on mediation, providing candidates of mediators and dissemination of information on mediation to the general public.

### (3) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to the SC and the other related authorities on any matters pertaining to the implementation of the Project.

### (4) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever is deemed necessary. JCC will approve an annual work plan, review overall progress, conduct monitoring and evaluation of the Project, and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project. A list of proposed members of JCC is attached to the M/M (Appendix 3).

## 3. Project Site(s) and Beneficiaries

### (1) Project Site:

Ulaanbaatar and all provinces of Mongolia

### (2) Beneficiaries:

Judges and court officials of the courts of first instance, and mediators will be direct beneficiaries. People in the areas where the mediation is introduced will also be beneficiaries of the Project.

## 4. Duration

From 1 April, 2013 to 15 December, 2015

## 5. Environmental and Social Considerations

The SC agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project.

g/s.

### **III. UNDERTAKINGS OF THE SC**

1. The SC will take necessary measures to:

- (1) ensure that the technologies and knowledge acquired by the Mongolian nationals as a result of Japanese technical cooperation contributes to the economic and social development of Mongolia, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of Mongolia from technical training as well as the equipment provided by JICA will be utilized effectively in the implementation of the Project; and
- (2) grant privileges, exemptions and benefits to the JICA experts referred to in II-1 (1) above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in Mongolia.

2. The SC will take necessary measures to:

- (1) provide security-related information as well as measures to ensure the safety of the JICA experts;
- (2) permit the JICA experts to enter, leave and sojourn in Mongolia for the duration of their assignments therein and exempt them from foreign registration requirements and consular fees;
- (3) exempt the JICA experts from taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material necessary for the implementation of the Project;
- (4) exempt the JICA experts from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to them and/or remitted to them from abroad for their services in connection with the implementation of the Project; and
- (5) meet taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material, referred to in II-1 above, necessary for the implementation of the Project.

3. The SC will bear claims, if any arises, against the JICA experts resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in the implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the JICA experts.

### **IV. EVALUATION**

JICA and the SC will jointly conduct the following evaluations and reviews.

1. Mid-term review at the middle of the cooperation term, on necessity basis
2. Terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. The SC is required to provide necessary support for them.

1. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle
2. Follow-up surveys on necessity basis

Handwritten signatures and initials are present at the bottom of the page, including a large signature on the left, a signature in the center, and the initials 'y.s.' on the right.

**V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT**

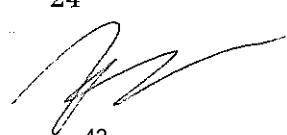
For the purpose of promoting support for the Project, the SC will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Mongolia.

**VI. MUTUAL CONSULTATION**

JICA and the SC will consult each other whenever any major issues arise in the course of Project implementation.

**VII. AMENDMENTS**

The record of discussions may be amended by the minutes of meetings between JICA and the SC. The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the record of discussions.

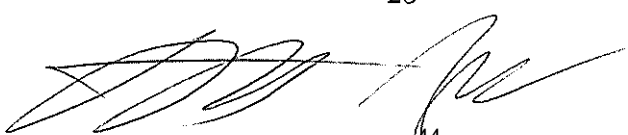


95.

Appendix 2

**MAIN POINTS DISCUSSED**

(To be described if any, when both sides are ready to sign on R/D.)



y.s.

Project Design Matrix (PDM)

Project Name: 調停制度強化プロジェクトフェーズ2  
 Target Area: ウランバートル, モンゴル全土  
 Duration of the Project: Jan 2013 to Jul 2015

Target Group: モンゴル最高裁判所(SC), モンゴル弁護士会(AMA)

Ver. 0

Date of PDM: Oct 2012

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p><b>Overall Goal:</b>                      一般民事事件および家事事件等において、モンゴル全国の一審裁判所で調停制度が活用され、紛争解決手段の一つとして定着するとともに、より多くの人々が多様で柔軟な紛争解決手段による便益を享受する。</p> <p><b>Project Purpose:</b>                      一般民事事件および家事事件等に関して、全国の裁判所において調停が実施され、紛争解決手段の一つとして機能する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モンゴル全国の一審裁判所にて調停の利用件数が増える。</li> <li>調停によって解決される事件数が増える。</li> <li>調停制度利用者の高い満足度が確認される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>モンゴル全国の一審裁判所において、調停が実施される。</li> <li>一審裁判所にて受理する全民事・家事事件のうち、約5%以上で調停が利用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高裁判所の統計</li> <li>調停制度利用者調査</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高裁判所の統計</li> </ul>	
<p><b>Outputs:</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調停制度の全国導入・運用のために必要な規則、体制、設備等が整備される。</li> <li>調停制度の全国導入・運用のために必要な調停人及びその調停人を養成するトレーナーが計画的に養成されるとともに、裁判官及び裁判所職員等の調停及び関連する紛争制度に対する理解が向上する。</li> <li>全国での調停実施状況のモニタリングを行い、その結果に基づいて必要な調停制度の設計及び実務運用の改善がなされる。</li> <li>調停制度の効用が広く周知され、国民の調停制度に対する認知度が高まる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 全国導入のための準備計画が策定・実施される。</li> <li>1-2 調停実施のための規則、体制、書式、マニュアル等が作成される</li> <li>1-3 常勤・非常勤の調停人が選任される。</li> <li>1-4 全国の一審裁判所に調停室が整備される。</li> <li>2-1 調停人養成計画が策定・実施される。</li> <li>2-2 調停人トレーナーがXX人養成される。</li> <li>2-3 調停人がXXX人養成される。</li> <li>2-4 全国一審裁判所の裁判官、裁判所職員及びその他の関係者を対象とした調停制度理解研修が実施される。</li> <li>2-5 各種研修教材等が必要に応じて改訂される。</li> <li>3-1 全国一審裁判所にて調停業務が実施される。</li> <li>3-2 全国一審裁判所の調停実施状況モニタリングが行われる。</li> <li>4-1 広報活動計画が策定・実施される。</li> <li>4-2 広報用素材が作成される。</li> <li>4-3 全国における調停制度認知度がXX%まで向上する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国導入のための準備計画</li> <li>調停規則、書式、マニュアル等各種文書</li> <li>調停人名簿</li> <li>全国調停モニタリング結果</li> <li>調停人養成計画</li> <li>調停人トレーナー名簿</li> <li>調停人名簿</li> <li>調停制度理解研修実施実績</li> <li>改定版研修カリキュラム・教材等</li> <li>モニタリングレポート</li> <li>調停人、裁判官、裁判所職員等からの聞き取り</li> <li>広報活動計画</li> <li>広報用素材</li> <li>調停制度認知度調査レポート</li> </ul>	<p>司法改革政策が急激に変更にならない。</p>



Activities	Inputs	Preconditions
<p>1-1 調停法施行にあたっての各種準備活動の計画を策定し、裁判所等の関係機関と協力して策定した計画を実施する。</p> <p>1-2 調停人委員会にプロジェクト専門家がアドバイザーとして参加し、同委員会の活動について、必要な提言を行う。</p> <p>1-3 裁判所や弁護士会等の関係者による調停制度検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。</p> <p>1-4 WGにおいて、調停実施に必要な規則、制度の整備を行う。</p> <p>1-5 調停事務に必要な書類やマニュアル等を作成する。</p> <p>1-6 WGにおいて、常勤および非常勤の調停人候補者名簿を作成し、裁判所評議会が同名簿に基づいて常勤及び非常勤の調停人を選任する。</p> <p>1-7 全ての一番裁判所に調停実施のための調停室その他の設備を設置する。</p>	<p>(Japanese side)</p> <p>&lt;長期専門家&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 調停制度（1名×2.5年）</li> </ul> <p>&lt;短期専門家&gt;</p> <p>2名×5日×2回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 調停技術</li> <li>- 調停手続き</li> </ul> <p>&lt;本邦研修&gt;</p> <p>約20名×0.5ヶ月×1回/年</p>	<p>(Mongolian side)</p> <p>&lt;カウンタースタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトディレクター：最高裁長官</li> <li>・プロジェクトマネージャー：最高裁民事部長</li> <li>・調停制度検討WG</li> </ul> <p>&lt;施設・機材&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判所内の長期専門家用オフィス</li> <li>・セミナー/ワークショップ開催のための会議室/教室</li> <li>・調停室関連設備・機材等</li> </ul>
<p>2-1 WGにおいて、調停人及びそのトレーニングの養成計画（必要人数、頻度等）を策定する。</p> <p>2-2 トレーナー候補者に対するトレーニング養成研修を実施する。</p> <p>2-3 トレーナーが、調停人候補者に対する研修を実施し、全国での調停実施に必要な調停人を養成する。</p> <p>2-4 裁判官及び裁判所職員に対し、調停及び関連する紛争解決制度の研修を実施する。</p> <p>2-5 適切な連携を図るため、LGL センター等、官公庁や民間の管轄する調停関連機関に対して、裁判所における調停制度について周知し、必要に応じて協力して活動する。</p> <p>2-6 WGにおいて、各種研修カリキュラム及び教材を必要に応じて改定する。</p> <p>2-7 調停人への継続研修を実施する。</p>	<p>&lt;ローカルコスト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モンゴル側関係者の給与</li> <li>・供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用</li> <li>・施設・資機材維持管理費用</li> </ul>	<p>&lt;現地業務費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催費等</li> </ul> <p>&lt;国内支援体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザリーグループ</li> </ul>
<p>3-1 全ての一番裁判所において、裁判官、裁判所職員、調停人が業務フローにしたがって調停業務を実施する。</p> <p>3-2 各裁判所での調停業務の実施状況モニタリングを行い、その結果に基づき、WGにおいて、制度や業務フロー等の必要な見直しを行う。</p> <p>3-3 国立法律研究所等と協力して、利用者の満足度についてもモニタリングを実施する。</p>	<p>&lt;国内支援体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザリーグループ</li> </ul>	<p>1 WGメンバーに調停委員会メンバーが含まれる。</p>
<p>4-1 WGにおいて、メディア等の活用も含む全国的な広報活動計画を策定する。</p> <p>4-2 WGにおいて、広範囲の国民に向けた広報用素材を作成する。</p> <p>4-3 計画に基づき、トレーニングや調停人等の人材を活用しながら、全国にて広報活動を実施する。</p> <p>4-4 国民の調停制度認知度調査を実施し、結果をその後の広報活動に反映する。</p>		

Tentative Plan of Operation

Time frame	2013			2014			2015					
	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - June	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.
<b>1 調停制度の全県導入・運用のために必要な規則、体制、設備等が整備される。</b>												
1-1 調停法施行にあたっての各種準備活動の計画を策定し、裁判所、大統領府等の関係機関と協力して策定した計画を実施する。		↑										
1-2 調停人委員会プロジェクト専門家がアドバイザーとして参加し、同委員会の活動について、必要な提言を行う。												↑
1-3 裁判所や弁護士会等の関係者による調停制度検討ワーキンググループ(以下「WG1」という。)を設置する。		↑										
1-4 WG1において、調停実施に必要な規則、制度の整備を行う。		↑										
1-5 調停事務に必要な書類やマニュアル等を作成する。		↑										↑
1-6 WG1において、常勤および非常勤の調停人候補者名簿を作成し、裁判所評議会が同名簿に基づいて常勤及び非常勤の調停人を選任する。		↑										↑
1-7 全ての一番裁判所に調停実施のための調停室その他の設備を設置する。		↑										↑
<b>2 調停制度の全国導入・運用のために必要な調停人及びその調停人を養成するトレナーが計画的に養成され、裁判官及び裁判所職員等の関係者及び関係する紛争制度に対する理解が向上する。</b>												
2-1 WG1において、調停人及びそのトレナーの養成計画(必要人数、頻度等)を策定する。		↑										
2-2 トレナー候補者に対するトレナー養成研修を実施する。												↑
2-3 トレナーが、調停人候補者に対する研修を実施し、全県での調停実施に必要な調停人を養成する。												↑
2-4 裁判官及び裁判所職員を対象にした調停及び関連する紛争制度の理解研修を実施する。												↑
2-5 適切な連携を図るため、LGLセンター等、官公庁や民間の官轄する調停関連機関に対して、裁判所における調停制度について周知し、必要に応じて協力して活動する。												↑
2-6 WG1において、各種研修カリキュラム及び教材を必要に応じて改定する。												↑
2-7 調停人への継続研修を実施する。												↑
<b>3 全県での調停実施状況のモニタリングを行い、その結果に基づいて必要な調停制度の設計及び実務運用の改善がなされる。</b>												
3-1 全ての一番裁判所において、裁判官、裁判所職員、調停人が業務フローにしたがって調停業務を実施する。												↑
3-2 各裁判所での調停業務の実施状況モニタリングを行い、その結果に基づき、WG1において、制度や業務フロー等の必要な見直しを行う。												↑
3-3 国立法律研究所等と協力して、利用者の満足度についてもモニタリングを実施する。												↑
<b>4 調停制度の効用が広く周知され、国民の調停制度に対する認知度が高まる。</b>												
4-1 4-1 WG1において、メディア等の活用も含む全国的な広報活動計画を策定する。		↑										↑
4-2 WG1において、広範囲の国民に向けた広報用素材を作成する。												↑
4-3 計画に基づき、トレナーや調停人等の人材を活用しながら、全国にて広報活動を実施する。												↑
4-3 国民の調停制度認知度調査を実施し、結果をその後の広報活動に反映する。												↑



## モンゴル国法

2012年…月…日

ウランバートル市

### 調停に関する法律

#### 第1章 総則

##### 1 目的

1. 1 この法律の目的は、法的紛争を裁判外措置により和解的に処理する法的根拠を作り出し、調停実施に関して発生する権利関係を調整することである。

##### 2 調停に関連する法規

2. 1 調停に関する法規は、モンゴル国憲法、民法、民事訴訟法、家族法、労働法、仲裁法、裁判所法、裁判所事務法、この法律、その他これらの趣旨に反しない法律により構成される。
2. 2 モンゴル国国際条約は、この法律に優先する。

##### 3 適用範囲

3. 1 民事紛争、個別労働紛争および家族関係により発生した紛争に調停手続を利用する。
3. 2 本法律3. 1に定める以外の紛争については、調停手続は、法律に定めのある場合のみ適用する。
3. 3 調停は、裁判所における民事事件の訴訟係属中、仲裁機関における仲裁事件の手続中においても利用できる。
3. 4 本法律3. 1に記載する紛争であっても、調停に参加していない第三者の権利、利益、または公益を侵害する可能性がある場合には、調停手続を利用できない。
3. 5 法律に別段の定めがない場合、本法律の規定は、調停人の斡旋なしに当事者が自主的に紛争を処理する活動、事件を簡易手続により処理する裁判官の活動には適用されない。
3. 6 仲裁機関は、仲裁手続中に調停人を参加させるか否かをその規則により定めることができる。

##### 4 用語解説

4. 1 本法律で使用されている用語の定義は、以下のとおりである。
4. 1. 1 「調停」とは、当事者間に生じた問題を裁判外措置により処理する際に、本法律に規定のある根拠および手続に基づいて支援をする調停人の活動をいう。
4. 1. 2 「当事者」とは、調停手続により本法律3. 1の紛争を解決したい旨の希望書を提出した個人、法人および法人格を有しない団体もしくは裁判所が調停の利用を適当とみなしたために調停に参加することになった訴訟当事者をいう。
4. 1. 3 「調停人」とは、当該紛争の調停をしてもらうために当事者が選任しあるいは認め、紛争の解決に際して支援する役割を担う専門的な者をいう。
4. 1. 4 「和解契約書」とは、紛争すなわち意見の不一致の問題に関して、調停手続を利用した結果、当事者が書面で取り交わした合意をいう。

## 第 2 章 調停

### 5 調停の目的、基本原則

5. 1 調停の目的は、当事者がそれぞれの利益に合致するような解決を探る際に調停人が支援をし、当事者間の対立や紛争を平和的、迅速、経済的に解決させることである。
5. 2 調停は、次の原則を遵守して行われる：
  5. 1. 1 当事者の自主性に基づいて行われること；
  5. 1. 2 調停参加者の秘密が保持されること；
  5. 1. 3 調停人が中立性を保つこと；
  5. 1. 4 調停において当事者が平等に参加できること；

### 6 調停事件の管轄

6. 1 当事者は、調停申立をするにあたって、民事訴訟法 14, 15, 16 の定める管轄に基づいて第一審裁判所の調停人に希望書を提出するか、あるいは、本法律 8 規定の調停人に対して提出する。
6. 2 裁判所は、当事者に調停に関する教示を十分に行い、民事事件の係属前および係属後において、訴訟手続のどの段階においても当事者に和解のための機会を提供し調停人の補助を受けることを提案する義務を負う。
6. 3 民事訴訟法 132. 4 に規定のある場合（訳注：暴力等により家族の生命等に重大な被害が生じるおそれがある場合）を除く家事事件に調停を実施することは、裁判外措置前置手続（訳注：調停前置主義）の一種とみなされる。（訳注：家事事件については原則として訴訟提起前に調停をまず実施するという趣旨である。）
6. 4 当事者が契約中で調停によって紛争解決することを合意している場合、裁判外措置前置手続（訳注：調停前置主義）が取られるとみなす。
6. 5 本法律 6. 3、6. 4 の手続に違反して訴訟提起がされた場合は、裁判所が民事訴訟法 65. 1. 3 に基づいて申立を却下する根拠となる。

### 7 裁判所の調停人

7. 1 第一審裁判所に、調停人が勤務する。
7. 2 本法律 7. 1 の調停人の活動管理、人事管理は裁判所評議会と当該裁判所の事務局が担当し、関連予算は当該裁判所の予算から取られる。

### 8 政府組織および非政府組織所属の調停人

8. 1 政府組織および非政府組織、専門協会（訳注：現在モンゴルにある例では、教員協会、スポーツ選手の協会など。専門分野の協会が予定されているものと思われる。）等は、その活動方針に基づいて、当該活動分野において発生する紛争を解決する目的で、調停人を勤務させることができる。
8. 2 本法律 8. 1 の調停人として、大学を卒業し、調停人養成研修を修了し、資格証明書を授与され、当該分野の調停を行う調停人名簿に登録された専門調停人を勤務させる。

### 9 調停人の資格要件

9. 1 本法律 7、8 の調停人は次の要件を満たさなければならない：
  9. 1. 1 行為能力を有すること；

- 9. 1. 2 大学を卒業していること；
- 9. 1. 3 調停人養成研修を修了し、資格証明書を授与されていること；
- 9. 1. 4 権限ある機関の調停人名簿に登録されていること；
- 9. 1. 2 刑罰歴がないこと；
- 9. 2 調停人は、本法律 10. 1 の委員会が策定した規則および手続を遵守して活動を行う。

## 10 調停人委員会

- 10. 1 裁判所評議会は、調停人の選考、資格証明書の交付、調停人の養成、再研修などを実施するため、裁判所評議会の定員外の調停委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- 10. 2 委員会は、裁判官や弁護士、研究者などの 5 人の委員により構成される。
- 10. 3 裁判所評議会は、調停人に申し立てをするための申立書、和解契約書、呼出通知書の書式を策定する。

## 11 委員会の権限

- 11. 1 委員会の権限は次のとおり。
  - 11. 1. 1 調停手続に関する規則、調停費用および調停人の報酬算定規則、調停人の倫理規則、職場規準などを作成し、策定し、その運用を管理する権限。
  - 11. 1. 2 調停人養成研修および再研修のための研修プログラムを作成し、研修を実施する権限。
  - 11. 1. 3 調停人を選考し、資格証明書を付与する権限。
  - 11. 1. 4 調停人を名簿に登録し、その名簿を公開する権限。
  - 11. 1. 5 調停人の資格を停止させ、はく奪し、資格証明書を失効し、名簿から抹消する権限。
  - 11. 1. 6 委員会の会議の規則を作成する権限。
- 11. 2 委員会は、調停人名簿を、第一審裁判所、政府組織および非政府組織、専門協会に対して開示する。
- 11. 3 委員会から開示された名簿の中から、本法 8 の機関および裁判所評議会は、調停人を選任し、登録し、関連する規則に基づいて勤務するための職場環境を提供する。

## 第 3 章 調停手続の参加者

### 12 調停手続の参加者

- 12. 1 調停手続の参加者は、当事者および権利が侵害された第三者である。
- 12. 2 調停には、2 人以上の当事者、1 人および複数の調停人が参加できる。
- 12. 3 調停には、当事者自身あるいはその委任代理人が参加する。
- 12. 4 法律に別段の定めがない限り、当事者は、協議に基づき、弁護士、通訳、その他の者による補助を調停手続中において受けることができる。

### 13 調停に参加する当事者の権利義務

- 13. 1 調停手続に参加する当事者は次の権利を有する。
  - 13. 1. 1 紛争を調停手続によって解決する意思を、なんらの圧力なしに自由に表明し、調停による紛争解決を認め、拒否する権利。
  - 13. 1. 2 合意すべき話の範囲を自由に選び、和解し、請求および訴状を取り下げ、認諾

し、履行する権利。

- 1 3. 1. 3 調停人を認め、忌避し、選任に関する希望を述べる権利。
  - 1 3. 1. 4 調停のやり方を決め、調停期日において立場を表明し、それを維持し、情報を入手し、紛争に関連する証拠等を提出し、紛争解決のための合意条件を検討する権利。
  - 1 3. 1. 5 調停の経過、結果または和解契約書に署名することの効果についての情報を与えられる権利。
  - 1 3. 1. 6 和解契約書を自主的に履行しなかった場合の効果についての情報を与えられる権利。
  - 1 3. 1. 7 調停手続からいつでも離脱する権利。
  - 1 3. 1. 8 和解契約書に署名する権利。
  - 1 3. 1. 9 調停が不成立した場合または本法律第8条の調停人の支援により締結した和解契約書について訴訟提起する権利。
  - 1 3. 1. 10 法律に規定されたその他の権利。
- 1 3. 2 調停手続に参加する当事者は次の義務を負う。
- 1 3. 2. 1 和解契約書に署名した場合は、契約により発生した債務を自主的かつ公正に履行する義務。
  - 1 3. 2. 2 本法律の規定している各規則に基づき、調停手数料および報酬、必要な費用を負担する義務。
  - 1 3. 2. 3 調停手続に積極的に参加し、調停人の呼び出した日、期日に出頭する義務。
  - 1 3. 2. 4 法律に規定されたその他の義務。

#### 1 4 調停人の権利義務

- 1 4. 1 調停人は次の権利を有する。
  - 1 4. 1. 1 本法律8の調停人が、紛争の状況に応じて、当事者と合意した報酬を支払ってもらい、調停費用を支払ってもらう権利。
  - 1 4. 1. 2 秘密保持原則を守り、調停活動について大衆に情報提供する権利。
  - 1 4. 1. 3 本法律に定める原則に基づき調停を実施する際に、調停の方法および形式を自由に選択し、当事者に対して口頭および書面で紛争解決の助言を与える権利。
  - 1 4. 1. 4 調停への積極的な参加を当事者に要求し、別席および同席面会に当事者を呼び出す権利。
  - 1 4. 1. 5 当事者に紛争解決の案を提示する権利。
  - 1 4. 1. 6 法律に規定されたその他の権利。
- 1 4. 2 調停人は次の義務を負う。
  - 1 4. 2. 1 法律に基づいて調停を実施することが不可能な場合に、調停手続を回避する義務。
  - 1 4. 2. 2 調停原則を守り、調停を当事者双方の権利、利益に見合うように実施し、当事者の平等な参加を確保する義務。
  - 1 4. 2. 3 当事者に対して、調停の経過、目的、効果に関する情報を提供する義務。
  - 1 4. 2. 4 紛争に対して、なんら利害関係を有さず、中立的に調停を指揮する義務。
  - 1 4. 2. 5 調停人の倫理規則を守って活動する義務。
  - 1 4. 2. 6 調停中に当事者が預けた証拠等を返還する義務。
  - 1 4. 2. 7 当事者の一方に対して、法的アドバイスおよびサービスを提供しない義務。

- 1 4. 2. 8 議題ごとに当事者の意思を確認し、互譲のための条件を整える義務。
- 1 4. 2. 9 調停経過について記録を取り、当事者に質問し、主張を証拠付ける義務。
- 1 4. 2. 10 法律に規定されたその他の義務。

#### 1 5 調停手続における弁護士の参加

- 1 5. 1 弁護士は、当事者の希望により調停手続に参加する場合、調停による解決のための合意条件およびその効果について説明する義務を負う。
- 1 5. 2 弁護士が専門調停人である場合、自身の実施した調停の終了後、その一方当事者に対して当該事案について法的サービスを提供しまたは訴訟代理人となってはいけない。また、以前弁護士として参加した紛争の調停をしてはならない。
- 1 5. 3 弁護士は、当事者の希望により調停に参加する場合に、調停人の活動に介入するなどして当事者の和解を妨害してはならない。

#### 1 6 調停手続における第三者の参加

- 1 6. 1 調停の結果、法律により保障されている利益が侵害されるおそれがある場合に、第三者自身の希望によりまたは調停人や当事者の希望および許可により、第三者を調停手続に参加させることができる。
- 1 6. 2 当事者は、その希望により、家族員、親族およびその他の関係者を調停手続に参加させることができる。

#### 1 7 調停人の忌避・回避

- 1 7. 1 当事者は、単独であるいは合意により調停人を忌避できる。裁判所の民事事件係属後において調停人を忌避した場合、その旨裁判所に報告する義務がある。
- 1 7. 2 調停を原則どおりに実施することを妨害するあらゆる事態が起きた場合に、調停人はすぐに調停を回避する義務を負う。
- 1 7. 3 調停人は、本法律 1 7. 4 のほか、自身の能力が当事者の和解をあっせんするに足りないとみなした場合に調停を回避し、あるいは当事者の提案や許可により調停手続を打ち切ることができる。
- 1 7. 4 調停人が当事者の一方と家族または親戚関係にある場合、当事者の一方に法的アドバイスを与えた場合、秘密を漏洩した場合、倫理規則に重大に違反した場合、当事者は、調停人を忌避できる。

### 第 4 章 調停手続

#### 1 8 調停手続の一般原則

- 1 8. 1 調停人は、中立・公正を守って活動する。
- 1 8. 2 当事者は、相手方に内緒で調停人と面会し、当該紛争について調停人に弁護を依頼しあるいは強要するなどの違法な作為・不作為により、調停人の中立性を損なうような行為をしてはならない。
- 1 8. 3 調停人は、職務上入手することのできた情報を漏らしてはならない。退職後といえども同様とする。
- 1 8. 4 調停人は、調停手続き中に取得した証拠などが不正に利用されることを防止するための措置をとらなければならない。
- 1 8. 5 法令に定める場合を除き、業務遂行上当該事件の状況を知ることとなった調停人を



証人として呼び出し、証人尋問を行ってはならない。このように調停中に知りえた情報を当事者の許可なしで他人に漏らした者は、本法律に基づいて罰則が科される。

18. 6 当事者が調停手続を選定および参加したことは、裁判所は民法79. 1、82. 4に基づいて時効回復あるいは時効中断したと見なす根拠となる。

## 19 調停実施場所

19. 1 調停は、調停手続の非公開原則を保てるような専用の部屋または当事者が合意したその他の場所で行われる。

## 20 調停実施期間

20. 1 調停手続は、原則として30日の期間内に行う。この期間は、当事者の希望により1回延長することができる。
20. 2 本法律第27. 1に基づいて行う調停は（訳注：30. 1の誤りか。1か月の文言修正期間中に修正するよう国会担当者に連絡済み。）、民事訴訟法71. 1の期間内に実施する。

## 21 調停実施条件

21. 1 当事者が本法律7、8の調停人に申立てをした時点、裁判所に民事事件が継続された後に当事者が自主的に調停の利用を合意した時点、または裁判官が職権で調停を提案し当事者がそれを承諾した時点から調停手続は開始される。
21. 2 調停手続は、当事者がその参加を認めた者以外の者に対しては、非公開で行われる。
21. 3 調停手続中、当事者を強制し、圧力をかけるいかなる行為も禁じられる。
21. 4 調停の参加者は、調停手続きにおいて入手した情報を、情報発信者の書面による許可なしに他人に漏らしてはならない。
21. 5 本法律8の調停人は、当事者および関係者をその自宅住所および郵便宛先（訳注：郵便物の届けられるあて先のこと。例：私書箱。）により書面または電話で呼び出す。
21. 6 本法律7の調停人は、民事訴訟法第77条の手続に基づいて当事者および関係者を呼出通知書により出頭させる。

## 22 調停申立

22. 1 調停による紛争解決を希望する者は、調停人に対して申立書を提出する。
22. 2 調停人は、当事者に対し、調停申立が受理されたことおよび調停の期日を通知する。
22. 3 当事者は、調停人の年齢、性別、専門分野、経験などについて調停人に特別に希望を述べることができる。

## 23 調停人の選定

23. 1 当事者は、1件の調停事件に1人あるいは複数の調停人を選任できる。
23. 2 本法律第23. 1に基づいて複数の調停人を選任した場合、調停人らはその間から調停主任を選ぶ。
23. 3 裁判所の調停は、業務量の増加および特殊専門の調停人の必要性に伴い、または当事者が別の調停人を選定した場合において、当該事件に非常勤の調停人を参加させる。

## 24 調停実施形態

24. 1 第1回目の調停期日には、当事者を必ず出席させる。この期日において、調停人は、

調停手続、当事者の権利義務を説明し、当事者の請求および主張を聞き取り、今後の調停の方針を定める。

- 24. 2 調停は、当事者同席を原則として行われる。調停人は、必要な場合にのみ別席調停を行う。
- 24. 3 1回の期日にかかる時間は、当事者双方の主張を十分に聞き取り、相互理解のために十分であることが望ましい。

## 25 記録

- 25. 1 調停人およびその指示を受けた調停機関の職員は、調停期日ごとの記録を遅延なく作成する。
- 25. 2 記録はモンゴル語で作成され、調停をいつどこで行ったか、調停の開始および終了時間、調停人および当事者の氏名や住所、当事者の質疑応答、主張、合意内容、調停結果、次回期日の方法、形態および日にちなどが記載される。
- 25. 3 記録には調停人および当事者が署名をする。
- 25. 4 調停人は、当事者の提出した書類や物品等をその希望により返還する。
- 25. 5 調停の際に作成した文書や記録の保管範囲や保管期間は、当事者との合意により決定することができる。
- 25. 6 調停人は、委員会が定める規則に基づいて、調停記録およびその他の文書を保管し、当事者の許可のみにより他の者に閲覧させることができる。

## 26 和解契約書

- 26. 1 合意内容は、当事者自身またはその希望により調停人がまとめ、和解契約書案を作成する。
- 26. 2 和解契約書は、モンゴル語あるいは当事者の合意した言語で作成する。モンゴル語以外で作成された和解契約書には、モンゴル語の正式な翻訳文を添付する。
- 26. 3 和解契約書には、調停人の氏名、日付、当事者の氏名および住所、調停開始日、紛争内容、それについて当事者の立場、合意内容、その他の問題を分かり安く明確に記載し、当事者と調停人が署名をする。
- 26. 4 調停の結果締結された和解契約書は、民法に合法的かつ第三者の法的利益を侵害すべきでない。
- 26. 5 和解契約書において、当事者および訴訟当事者は調停人の支援により和解し、請求を認め、履行し、請求および申し立てを取り下げることができる。

## 27 和解契約書の執行力付与

- 27. 1 本法律8の調停人の支援により締結された和解契約書における債務を債務者が履行しない場合、相手方は民事訴訟法3.1に基づいて提訴できる。
- 27. 2 本法律7の調停人の支援により締結された和解契約書は、当該裁判所の裁判官が確認し、民事訴訟法74.2、74.5、75の手続きに基づいて確認決定を出す。

## 28 調停の打ち切り

- 28. 1 当事者の希望および調停人の提案により、次の事由に基づいて調停を打ち切る：
  - 28. 1. 1 どちらか一方が調停に参加しない場合；
  - 28. 1. 2 何回かの調停期日により十分な成果が得られない、先にもその可能性がないことが明らかになった場合、すなわち調停が不成立となった場合；

- 28. 1. 3 当事者が調停に消極的な態度で臨む場合；
- 28. 1. 4 当事者が調停の打ち切りを希望した場合；.
- 28. 1. 5 調停期間が満了し、延長できなくなった場合；
- 28. 1. 6 当事者が調停人を忌避したため調停が実施できなくなった場合。

### 29 調停手数料、費用、報酬

- 29. 1 裁判所の調停人が紛争処理にかかるサービスを提供した代償として、当事者および訴訟当事者が支払う金銭を印紙手数料という。調停を申し立てた者は、法律に基づいて事前に印紙手数料を支払う。
- 29. 2 紛争を処理する際に調停人から必然的に発生する費用を調停費用という。裁判所の調停人にかかる費用は予算でまかなわれる。
- 29. 3 本法律 8 の調停人の費用および報酬は、契約により決定する。
- 29. 4 裁判所の非常勤調停人の報酬は、裁判所評議会が決定する。

## 第 5 章 代表的な紛争に関する調停

### 30 民事事件における調停利用

- 30. 1 裁判所における民事事件の訴訟係属中において当事者が共同で希望した場合、または裁判官が調停の利用を適当とみなして提案したのを当事者が承諾した場合、調停を実施できる。
- 30. 2 当事者が調停の結果和解した場合、裁判所は民事訴訟法の手続きに則って当事者の和解を確認し、申立てを棄却する。
- 30. 3 調停が不成立に終わった場合、裁判所は、通常の手続きにより事件を処理する。
- 30. 4 訴訟物が複数の民事事件が係属している場合、当事者はそのすべてあるいは一部に関して調停人の補助を受けることができる。
- 30. 5 訴訟手続中において、当事者が調停人の支援により訴訟物の一部について和解した場合、和解は最終判決に反映される。
- 30. 6 民事事件係属後において実施される調停の期間は、裁判官がこれを定める。

### 31 労働紛争の調停

- 31. 1 労働紛争の調停は、労働者および使用者間に発生した個別労働紛争を対象とする。
- 31. 2 労働紛争が労働法 126. 1 の労働紛争審議会により処理されていることは、当該紛争について同法 127. 1 に基づいて行われる訴訟の手続中に、調停を利用することを妨げない。

### 32 家事紛争の調停

- 32. 1 本法律 6. 3 の裁判外措置前置手続に基づいて行われた調停が不成立になったことは、裁判所に民事事件が係属した後に、再び、家事調停を実施することを回避する事由とならない。
- 32. 2 裁判所は、民事訴訟法 132. 1 に規定のある夫婦の和解のための措置を、裁判所の調停人あるいは当事者の選任した調停人を通して実施する。
- 32. 3 裁判所の定めた期間内に夫婦が和解しない場合、裁判所は離婚以外の養育費、扶養費、財産分与の問題に関して裁判所の調停人または当事者の選任した調停人を参加させることができる。

- 32.4 夫婦を和解させる際に、精神カウンセラーや親族、友人、同僚などを参加させることができる。

## 第6章 その他

### 33 調停活動の周知

- 33.1 調停活動に関して大衆に周知させるための活動、広報宣伝活動、当事者に和解を勧告する活動は、調停人および裁判所事務局、情報部が実施する。

### 34 罰則

- 34.1 本法律3.4、15.2、15.3、18.2（訳注：18.5の誤りか？1か月の文言修正期間中に修正するよう国会担当者に連絡済み。）、21.5に違反した者に対して、裁判官は50,000から100,000トグリグの過料に処す。
- 34.2 調停法違反により発生させた損害は、民法の関連規定に基づいて違反者が賠償する。

### 35 施行期日

- 35.1 この法律は2013年7月1日から施行する。

署名



第一審裁判所一覧

(県名)	(区・郡・郡間裁判所)
アルハンガイ	1. アルハンガイ郡間裁判所
バヤン - オルギー	2. バヤン - オルギー郡間裁判所
バヤン - ホンゴル	3. バヤンホンゴル郡間裁判所
ブルガン	4. ブルガン郡間裁判所
ゴビ - アルタイ	5. ゴビ - アルタイ郡間裁判所
ゴビスンバル	6. ゴビスンバル郡間裁判所
ダルハン・オール	7. ダルハン・オール郡間裁判所
ドルノド	8. ドルノド郡間裁判所 9. ドルノド郡裁判所
ドルノゴミ	10.ドルノゴビ郡間裁判所 11.ザミーンウド郡裁判所
ドンダゴビ	12.ドンダゴビ郡間裁判所
ザワハン	13.ザワハン郡間裁判所 14.トソンツェンゲル郡裁判所
オルホン	15.オルホン郡間裁判所
ウブルハンガイ	16.ウブルハンガイ郡間裁判所 17.ハラホリン郡裁判所
ウムヌゴビ	18.ウムヌゴビ郡間裁判所
スフバートル	19.スフバートル郡間裁判所
セレンゲ	20.セレンゲ郡間裁判所 21.ズーンハラー郡裁判所 22.フトウル郡裁判所
トブ	23.トブ郡間裁判所 24.トブ郡裁判所
ウワス	25.ウワス郡間裁判所
ホブド	26.ホブド郡間裁判所 27.ブルガン郡裁判所
フブスグル	28.フブスグル郡間裁判所
ヘンティー	29.ヘンティー郡間裁判所 30.ボルーウンドゥル郡裁判所
	31.2013 年新規設置予定裁判所

(地方小計 31 か所)

首都	32.バヤンゴル区裁判所 33.チンゲルテイ区裁判所 34.ソングノハイラハン区裁判所 35.スフバートル区裁判所 36.バヤンズルフ区裁判所 37.ハンオール区裁判所 38.バガノール区裁判所 39.バガハンガイ、ナライハ区裁判所
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(首都小計 8 か所)



調停制度強化プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査における協議録

10月11日（木）

- ① WB との面談（P.62）
- ② UNDP との面談（P.65）

10月12日（金）

- ③ 法務内務省次官との面談（P.68）
- ④ 弁護士会長との面談（P.71）
- ⑤ 最高裁判所との協議（P.73）

10月15日（月）

- ⑥ 国立法律研究所との協議（P.77）
- ⑦ LGL センターとの協議（P.79）
- ⑧ 地方裁判官等との協議（P.82）
- ⑨ 最高裁判所との協議（2回目）（P.86）
- ⑩ GIZ との面談（P.89）

10月16日（火）

- ⑪ 大統領府との協議（P.92）
- ⑫ 経済開発省との協議（P.94）
- ⑬ 行政裁判所裁判官との面談（P.97）

10月18日（木）

- ⑭ 世銀との面談（P.98）



協議録①：WB との面談

日 時：2012 年 10 月 11 日（木）14 時 30 分～15 時 30 分

出席者：Ms. Sarantuya（プロジェクト調整員）

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ

（磯井）

- ・ 訪問目的の説明。PDM ドラフトのモンゴル語訳を配布。
- ・ JICA の今後の協力の方向性を説明（調停の全国展開支援）
- ・ 世銀のプロジェクトの状況を確認したい。判決執行機関の **Case Management** をしていると聞いているが、このあたりの詳細。また、裁判所の設備支援をやっていると仄聞したが、状況確認したい。

（サラントヤ）

- ・ 2002 年～2008 年、行政裁判所を作る支援を行った（ダルハンオール県にて）。ダルハンの裁判所は今後新たな場所に移る。
- ・ 判決執行機関と協力してプロジェクトを実施している。主に施設整備を支援している。
- ・ 2009 年からプロジェクトを開始している。もともと日本政府から 95 万ドル供与の予定だったが、経済危機によりそれがなくなり、世銀の支援で実施しているもの。
- ・ 10～11 の判決執行機関設備を新しく作る計画であったが、実施は 3 棟のみで、1 棟が進行中。世銀内で他の予算からの確保ができなかったため。たとえば小さな古い建物を新しい 2 階建てにする、商業センターの一室にあった執行局を建物にする等。2013 年 3 月まで続く予定。
- ・ 判決登録ソフトウェアも作っている。10 種類の登録台帳あり。紙ベースの管理の場合、面倒な事件を隠して処理しないなどもあったが、これにより、執行官による不正を防げる。モニタリング面での改善も期待できる。
- ・ 地方裁判所ではコンピュータが不足しており、6 名の裁判官がいる場所で、2 台の PC しかないところもある。今後 PC を新たに購入支援する予定。管理ソフトがあっても、PC がない状況でよい仕事をするのは困難。21 県の地方裁判所にて光ファイバーを設置予定。
- ・ また、執行官の研修の実施も検討している。ただし、能力のあるトレーナーの確保が課題。（たとえばモンゴル国立大学には 1 名リソースがいたが、結局委託には至らなかった。）結局研修ができず、裁判所が自前で研修を実施した。
- ・ 執行官から、クリニック（研修を自分たちで復習できる）の設置に関する要請があり、実施される見込み。
- ・ 執行に関する法律の法改正を行う予定であり、そのための必要経費（専門家人件費等）に、実施できなかった研修費用を充てる予定。現在判決執行機関は刑事判決の執行（刑

務所管理等)と民事執行を両方行っているが、これを分ける。民事執行の担当機関が裁判所評議会に付属するか、もしくは独立の機関となる見込み。

- ・裁判所への支援プロジェクトもある。ウランバートル市内のすべての裁判所を光ケーブルで接続した。今後、地方の裁判所もつなげる予定。行政裁判所にも、モニタリングのためのソフトウェアを作成して導入予定。執行機関に関するソフトウェアと連携し、行政裁判所の判決に関する執行状況を裁判所にソフトで裁判所に送ることができる。
- ・また、法律学校 (Law School) にも 2008 年から協力を行っている。2008 年当時、30 校あった Law School の、教育スタンダードを作って、15 校に整理した。カリキュラム改訂支援、教員研修も実施している。
- ・調停人の研修にも Law School の先生を参加させてほしい。たとえば、一つの大学と協力して行えればとも思う。
- ・全 Law-School にリーガルクリニックがある。ここでは学生たちが教育の一環として国民からの相談を受ける。
- ・プロジェクトでも国民を対象とした広報を行っていた。たとえば、労働法や家事事件に関する広報など。1 回のイベントや番組で 400~500 万トゥグルグかけて、テレビ番組を放映したりしていたが、テレビ番組による広報は、何人の人が見たかなど、効果が見えにくく、評価も難しい。したがって、リーガルクリニックを通じての広報活動に切り替えた。
- ・リーガルクリニックの活動として、次の 3 種類の場所で法律相談を行っている。一つは学校。もう一つはゲル地区の活動。もう一つはナラントール市場 (ウランバートルで一番大きい市場)。クリニックの学生が出張し、週 3 回法律相談コーナーを設けるなど。その地区特有の課題や問題を先生とも相談しながら解決していくことを想定。ニーズ調査も実施している。11 のプロジェクトサイトがあるが、2 つがホロー (地区)、8 つが学校、1 つが市場にある。1500 ドル/プロジェクトサイト。
- ・市場では、劣悪な労働環境の人が多いため、警察とも協力し、スピーカーで労働者の権利に関する情報などを流したりしている。別の市場からも、やってほしいと言われている。

(磯井)

- ・行政裁判所と判決執行機関で事件管理のシステムを入れているとのことだが、GIZ の事件管理システムとの連携は行っているのか。
  - GIZ のプロジェクトが先行。第一審裁判所の民事訴訟事件が対象。こちらは控訴審や最高裁を対象としている。つながってはいない。
  - GIZ のプロジェクトでは、3~4 のパイロット裁判所で実験的に行っている。時間もお金もかけてやっている。(世銀はあまり金がない。)
- ・2013 年 3 月以降の支援計画は？

→ない見込み。モンゴルは発展したのでローンのみとなっているが、法務大臣は法律分野ではローンの支援は受けないと話している。

- 判決執行機関はいくつあるのか。

→地域によって分かれていて、レベルが異なり複雑なのですぐにいくつとは言えない。

全国で 240 人の執行官がいる。執行機関の現状は厳しい。1 県に 3～4 の執行官しかおらず、車もないため、遠方の執行はできないなど。

- 民事の執行機関は裁判所評議会もしくは独立機関になるとのことだが、今後法改正等あるのか。

→刑事、民事の執行が同一機関で行われている現状を変える。法改正により分離することは政府の行動計画書にも記載されている。

(サラントヤ)

- (PDM ドラフトを見て) 調停は非常に良い制度。ロシアのドラマをロシアのケーブルチャンネルで放映していて、調停も出てくるが、非常に面白い。広報としてドラマはよい。
- トレーナー養成の活動があるが、われわれも教員養成等で、教育学の博士号を持った専門家(トヤ氏)を活用していた。必要があれば、リソースで支援できる。
- 国立法律研究所の組織も新しい政府の下で、変わる可能性が高い。現在の国立法律研究所の建物には Bar Association が入る見込み。

(磯井)

- Law School の先生への研修を行っている講師はだれか。

→高名な先生、法律家など。ハンスザイデル財団を通じてドイツ人の講師による研修も行われているので参加させてもらっている。

## 協議録②：UNDP との面談

日 時：2012年10月11日（木）15時30分～16時30分

出席者：Mr. Khunan（プロジェクト調整員）、Ms. Javzandulam（Admi & Finance Officer）

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ

（磯井）

- ・ 訪問目的の説明。PDM ドラフトのモンゴル語訳を配布。
- ・ JICA の今後の協力の方向性を説明（調停の全国展開支援）
- ・ UNDP のプロジェクトの状況を確認したい。Legal Aid Center の支援の状況、特に全国（地方）における経験や状況について教えてもらいたい。
- ・ Access to Justice のレポートの状況と今後の方針聞きたい。

（Khanan）

<活動について>

- ・ 今年はいくつかの地方の県でモニタリングを行った。特に①広報の効果、②地方での紛争解決の現状について。
- ・ UNDP は2つのプロジェクトを同時に進めてきた。  
一つは Access to Justice and Human Rights で、2011年12月に終了。すべての県に LAC を作った。全国に37あり、1つは事件処理をしない管理センターだが、残りの36は全国の一審裁判所に合わせて作った。昨年プロジェクトも終了し、今年から、管理コストも含めてすべて法務内務省が財政上の責任を負って運営している。  
もう一つは Legal Empowerment of Poor というプロジェクトを2012年12月まで実施中。2013年1月から3年の予定で、フェーズ2もある見込み。
- ・ Legal Empowerment では、第一フェーズは調査して National Policy Document を作成。  
フェーズ2でこれを実施に移す。新政府の方針ともおおむね合致しているが、フェーズ2の具体的な活動内容はまだ不明。
- ・ 今年は、全国のソム（郡）レベルでのモニタリングを行った。興味があればもうすぐ完成される調査レポートを共有できる。特に、紛争解決手段の効果、現状の問題点等につき、土地所有権、労働紛争、Right of Business の3点に特化し、法律に定められた手続きが、かえって国民の権利を阻害する結果になっていないかを次の3つの面で調査した。  
①法令整備の観点（矛盾等）、②法的サービスの提供の観点、③国民の知識、法教育の観点。

<地方における司法アクセスと調停導入について>

- ・ 地方には調停のニーズが高いと考える。理由は2つあり、地方では、そのソム（郡）の習慣を大切にすることが必要。もう一つは、最近引き上げられた裁判の手数料の問題。7

万トウグリグの手数料は、田舎の人たちにとって非常に高い。

- ・ 2011 年の調査で、「法律知識の向上が生活の向上につながるか」という質問に対して、ほとんどすべての人が「はい」と回答した。国民の知識、法的アクセスは現在十分ではないが調停制度はこれらを向上させ、国民の生活水準の向上にも寄与しうる手段の一つ。
- ・ 地方では、民事裁判や行政裁判の事件数は少ない。手数料の問題もあるし、田舎の人たちにとって裁判所は非常に遠い。
- ・ 人口が少ない郡（2000 人ぐらい）では、みな親戚か知り合いであり、軽犯罪（刑事事件）は少ない。（※軽微なものは公的に処理されていないためと思われる。）しかし、刑事事件は調停にはそぐわない。
- ・ 現状では、国民は、近所にいるたった一人の警察官にすべてを相談するしかない。受け付けられた問題は登録されるが、解決にはほとんど結びつかない。
- ・ しかし、人々は公的な権威によるオフィシャルな紛争解決を求めている。コミュニティ調停では結論がはっきりしないし、知り合い同士の関係の中で、妥協を求められるにすぎず、十分な権利の実現にはつながらない。
- ・ 地方だと、権威のある人でないと調停人として受け入れられない場合もある。（習慣の問題として）
- ・ 5 年間の経験では、広報が極めて重要。法律サービスセンターをいくら作っても、その存在を知らない人が多く、良いことをやっても、知られていなければ、十分に活用されない。きちんと予算を確保して、広報もしっかり行うことが必要。
- ・ 我々のプロジェクトでは、人（LAC のスタッフ）の交代が頻繁にあつて苦勞してきた。研修をしても、給料が安いとやってやめてしまったりする。
- ・ 政権が代わり、テムジン大臣と話したところでは、いくつかの地区をまとめたエリア（トイログ？）に裁判所を作り、県裁判所の数を減らすというアイデアもあるようなので、このような動きも把握したうえでプロジェクトを進めたほうが良い。これから制度が大きく変わる。現在存在する一審裁判所と同列のものにするか、それより下部のものにするか（※日本の簡易裁判所のようなもの新設？）はまだわからない。
- ・ 我々のプロジェクトの側で協力できる部分があれば、何であれ言ってもらいたい。

Q 2011 年の全国調査はどのようにして行ったか。

Access to Justice の調査：2005 年の調査結果からの進捗をみるためのもので、調査項目はそのときとほぼ同じ。40 人×21 アイマグからのヒアリング調査。全国のリーガルサービスセンターのスタッフを活用した。必要ならば、今後 JICA の調査でも活用してもらってもよい。

<今後の方針>

- ・ 2013 年 1 月から 3 年間、第二フェーズを行う予定だが、プロジェクト概要が確定したら

- 共有し、連携を図りたい。法務内務省の政策にも合わせてフェーズ2を議論する予定。
- 紛争解決も十分でないが、判決執行はより不十分。特に、離婚夫婦の養育費の問題は深刻。判決の50%しか執行されていない。一般的に任意の執行はほとんど期待できず、判決が出ても権利は実現できない。
  - 執行の問題にも関与していきたい。世銀の支援は設備中心である。UNDPとしては、AttitudeやApproachの改善をしたい。
  - 今後、調査報告をファイナライズし、National Consultation Meetingで関係機関とも調査結果を共有し、Empowermentを通じたLegal Protectionを計画したいと考えている。具体的な活動はこれから法務内務省と協議。
  - Marginalizedエリアに焦点を絞ることで、調停と補完できるかもしれない。法廷へのアクセスがない人々の状況を調査して、政府に伝えていく必要があると認識。紛争解決手段は、Flexible、Affordable、Accessibleでなければならない。

協議録③：法務内務省次官との面談

日 時：2012年10月12日（金）10時20分～11時20分

出席者：バヤルツェツェグ次官、トゴス（国際課主任専門官）

稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

冒頭、急きょ大臣が対応できなくなった旨、次官より説明とお詫びがあった後、以下の通り意見交換を行った。

（バヤルツェツェグ次官）

- ・法務内務省は選挙後、大臣以下、主要なポジションの職員が一新された。新体制下で、今後に向けての司法分野における政策を打ち出し、2週間前にドナー会議を行って発表したところ。優先課題のひとつは、司法改革法案3つの実施（そのうちのひとつが調停法）。
- ・制定された調停法では裁判所における調停とともに裁判外の民間調停についても規定している。法務内務省では Asian Foundation と協力して裁判外の調停としてコミュニティ調停を行ってきた。裁判外調停（民間調停）の面で新規プロジェクトに協力していくことは、法務内務省として可能であると考えている。
- ・法務内務省が新たな法・司法改革に取り組もうとしている時期に、調停制度プロジェクトのフェーズ2が始まるということは時宜を得たものであり、ぜひ法務内務省としても、連携を強めていきたい。調停制度の全国展開のための法律的・政策的環境も整っている。ぜひ包括的な調停制度の導入に取り組んでもらいたい。
- ・法務内務省としては、刑事司法分野の改革も3つの優先課題のうちの一つとして位置付けており、包括的な制度の改革を目指していきたいと考えている（刑法や刑事訴訟法の改正のみならず、警察制度や被害者保護なども含めて）。大陸法制度から自国なりの制度にしてきた日本の経験は貴重であり、学びたいと考えており、この面でも JICA と協力できればありがたい。特に警察機関の改革は重要だと考えており、警察官の養成も重要で、たとえば、警察大学などと協力して行っていきたい。
- ・法務内務省は法律改正機能も有しており、仲裁に関する法律の改正も考えているため、この面でも調停プロジェクトと関係してくると認識。現在の経済成長下において、ビジネスに関する環境整備という面からも、現行仲裁制度の改革は重要であり、仲裁法の改正を通じてこれを実現したいと考えている。
- ・また、法曹自治を確保したいと考えており、法曹のステータスに関する法律も成立し、Bar Association を作ることになる。法曹養成などの面でも日本と協力する余地があるのではないかと個人的には考えている。
- ・以上、法務内務省の方針の中で、貴プロジェクトに関連すると思われるところを中心に説明させていただいた。

(稲葉先生)

- ・民間調停について、弁護士会の調停センターが首都でも苦勞している中で、貴省として民間調停を広げていくための具体的な戦略等があるか。  
→コミュニティ中心の調停を実施した経験があり、これは、機関を設置しなくても、日常的な紛争を解決できるようにするプロジェクトであった。この経験も活用して協力していきたい。現時点では、政策面での整備で手一杯なので、調停に関する具体的な手法の検討まではできていない。(バイルツェツェグ次官)
- ・広範囲にわたった刑事司法の見直しを行うことは、大変な作業と思う。より具体的なポイントを絞っていただければ、日本側からも役立つ有用な情報について提供できるかと思う。自身は刑事裁判官を5年間勤めた経験もあるため、関心はある。
- ・仲裁については、日本でも2004年に法律ができたので、仲裁法改正に対して何らかの技術面での協力(アドバイス等)は検討できるのではないかと考える。

(磯井専門員)

- ・刑事分野での包括的な改革を行うに至る、問題認識は何か。  
→多くの問題がある。法律そのものや、実地で起きている問題もある。2002年に刑法・刑訴法については、1度改正されているが、この10年間で社会も経済も大きく変わってきた。犯罪の種類もそれに応じて広範囲にわたるようになってきている。裁判犯罪、金融犯罪(インサイダー等)も規定がないのが現状。人権型の原則を導入する必要がある。モンゴルの警察制度についても改革し、封建的な上意下達の形を変える必要がある。それとともに捜査機関の改革も不可欠。また、証人や被害者の保護、法律扶助制度も十分に整備されていない。司法改革にあたっては、包括的に制度を変えていくということを大方針としている。それに関連して、法曹養成制度の改革も考えており、法科大学院制度の導入も検討している(日本や韓国が導入している Law School system の導入を想定)。11月25日前後に国際学会を開くことを考えている。ここに韓国や日本の関係者をご招待したい。(バイルツェツェグ次官)
- ・当面は調停を全国に広げていくというのがメインの活動になると考えている。法務内務省の活動として、リーガルサービスセンターの活動は重要と認識しており、その情報も引き続きいただきたい。
- ・地方の裁判所の数を増やすというような構想はあるのか。  
→月曜に大統領とも相談予定。最高裁としては、別途計画を提示しているようだが、法務内務省の政策面としては、地方の裁判所の数は減らし、UB市内の裁判所の数を増やすことを考えている。15~16の地域区を作ることを想定している。(バイルツェツェグ次官)

(バイルツェツェグ次官)



- ・司法改革法案の実施時期を前倒しすることを予定している。調停法に関しても 4 月 15 日にする予定。  
→施行日である 7 月 1 日に全国における調停開始を目指して準備を進めており、今後、具体的な計画は最高裁と協議をすることになるが、実務的には 4 月 15 日にすべてが整い、全国で調停が実施できるという状況になるのは難しいとの印象をもっている。(金田)
- ・法律扶助センターについても協力をしていきたい。法律扶助に関する法律も 8 つの制定予定の法律に含まれているので、そこへのインプットもいただければありがたい。
- ・新しい 4 年間の改革において、引き続きの協力をお願いしたい。刑事司法分野の協力の可能性も含めて、引き続きの情報共有を行っていきたい。

(サイハナ)

- ・要望調査の時期についての説明。  
→ガバナンス分野での協力をぜひより一層協力していただければありがたい。(バヤルツェツェグ次官)

協議録④：弁護士会長との面談

日 時：2012年10月12日（金）11時45分～13時15分

出席者：プレブニャム会長

稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、オド

冒頭、調査団より、PDM案およびPO案を示して、日本側のプロジェクト案を説明。全国の裁判所に調停を導入する活動がメインとなるが、弁護士会にも、LGLセンターを含め、研修や非常勤調停人等、引き続きの協力をお願いしたい。

また、会長としての任期はこのあと7日間とのことであったので、MM署名まではプレブニャム会長をお願いしたい。新会長にも本プロジェクトへの支援につき、よろしくお伝え願いたい。（会長は今後憲法裁判所の裁判官を続ける予定との由）

（プレブニャム）

- ・モンゴルでは20年間の司法改革の活動がなされてきた。JICAの方針も改革の方向と合っており、調停法も成立した。調停の導入は難しいと思うが、最終的な目的は、国民の法律知識の向上であると認識している。
- ・アメリカ（USAID）、ドイツ（GIZ）などもさまざまなプロジェクトで支援してくれているが、一番価値のある支援は日本による調停制度支援である。これは、裁判所の文化や意識を変えるものであり、国民の教育、弁護士の教育等も必要になってくる。この活動を通じて、弁護士の能力も向上すると期待している。調停プロジェクトは、期間は比較的短いものの、効果は高いと理解している。調停制度を紹介するだけでなく、実際に導入するフェーズ2が重要である。
- ・岡専門家の功績は大きい。自身も会長の立場を去るが、調停制度を引き続き支援していきたいし、後任会長も協力してくれることを信じている。モンゴル人は古くからよく知る人を信用する。フェーズ2でも岡専門家に続けてもらいたい。
- ・LGLセンターの将来について心配しているので、LGLセンターの他と比べての強みを考えて、それを伝えていきたい。LGLセンターは現状のままではいけないということを、関係者みな理解したと思う。弁護士会に付属しているLGLセンターという形を確保することが必要。単なる民間の調停センターとなってしまうことは適当ではない。多くの弁護士も調停人として育成されているが、今後どのように活用していくかについては、金銭的な面も含めて検討中である。より積極的に活動していこうという点で、調停人もLGLセンター運営側も合意している。利益追求ではなく、国民の調停に対する理解を高めるための良いマネジメントが重要である。
- ・PDMについては、自身の考えとも一致しているし、問題ない。

（磯井）

- ・モンゴルの弁護士はタイムチャージで仕事をしているか。タイムチャージ制だと、弁護士にとって早期に紛争を解決するインセンティブが働きにくいと思われるが。  
→最近増加している法的コンサルティング企業は時間 8 ドル等のタイムチャージを取っているが、弁護士は一般的にはタイムチャージで仕事をしていない。(プレブニャム)

(プレブニャム)

- ・2013年6月に大統領選挙がある。2014年1月から Bar Association の政策が執行されることが予定されているようだが、そのためには相当額の費用が必要となる。

(稲葉先生)

- ・会長の問題意識、危機意識につき理解した。次期会長やその他一般の弁護士にその意識を共有するにはどのようにしたらよいと考えるか。  
→次期会長は、ビジネスを優先する人ではなく、良い制度を導入する人だと思うので、思いを伝えれば理解されると考えている。21日に弁護士会の総会があり、そこで退職前の報告をするので、そこでもメッセージを伝えたい。調停制度はすでに今行われていることなので、伝わると思う。(プレブニャム)

(稲葉先生)

- ・地方における弁護士の協力が必要となると思うが、地方の弁護士の関与を引き出すためにはどのような方策が有効か。  
→統計で見ると、地方では刑事事件と家事事件が多い。首都では、民事と行政事件が比較的多い。新しい政府の方針では、郡間裁判所はそのままに、控訴審裁判所を減らす計画になっている。県によって、弁護士人数は異なる。例えばゴビスンベル州では弁護士が3名しかおらず、うち民事事件を担当する弁護士は1名のみである、などの状況があるので、地方の弁護士を増やす方策を立てる必要がある。(プレブニャム)

(プレブニャム)

- ・これまでは日本での研修などでも支援してもらってきたが、今後、調停人の再研修などについて具体的な予算などの計画を立てて、Bar Association に申請して実現するというようなことをすることが必要と考えている。
- ・2002年に民事、刑事、民訴、刑訴の4つの法律ができたが、その際には、アメリカの支援で全国の裁判官、弁護士、検察官に研修をして1年間地方を回って普及をした。調停を導入させる上でも、このようにゾーン毎に分けて地方研修を行うことが効果的である。

**協議録⑤：最高裁判所との協議**

日 時：2012年10月12日（金）14時～16時30分

出席者：ウンドラフ民事部長、トンガラク最高裁判事、ゾルザヤ首都裁判所民事部長、エンフバヤル（裁判所評議会行政部長）

稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

冒頭、稲葉先生および岡専門家に最高裁判所より勲章が授与される。

その後、協議を開始。調査団より、調査団の目的、日本側のフェーズ2プロジェクトの概要案を説明したのち、意見交換。

**【PDM について】**

（ゾルザヤ）すでに岡専門家とも相談している内容に沿っており、特に質問・異論はない。

**【プロジェクト期間について】**

（ウンドラフ民事部長）①7月1日の施行前に、成果1と2を準備する必要があり、同時進行する必要がある。②規則や制度の整備に関しては、法改正が今後もあるので、事前に調査して、調整していく必要もある。③調停人の認証をどうするか、法務内務省の特別なものにするか。

（金田）①は、日本側も同様の認識。②は、現在のPDM上の活動には明示的に入っていないが、調停制度に関連するものであれば必要な対応を行うことは想定している。③は、プロジェクトで認証するものではない。これまで通りとなることを想定していたが、モンゴル側で決定する事項。

（岡）③について、裁判所の調停人については裁判所と相談して進める。

（金田）前提として、岡専門家には2013年5月まで延長をお願いしている。またフェーズ2プロジェクトは、2年6か月をプロジェクト期間として要請され、採択されている。ただ、これは必ずしも長くないので、2013年4月から正式な開始とし、実質的な支援期間を長く確保したいと考えている。日本の会計年度が4月から3月なので予算の手当てもしやすい。また、4月開始だと2015年9月に終了するが、このタイミングであると最後の3か月ほどが夏季休暇の時期と重なるため、実質的にあまり活動ができないと想定されるため、少し伸ばして12月の半ばまでとすることも検討したいと思うがどうか。

（ゾルザヤ）1月から3月にやりたい活動について、4月以降の予算からもらうことはできるか。

（金田）具体的にはどのような活動か。

（ゾルザヤ）研修の実施、ハンドブックや法律解説書の作成などを想定している。

（ウンドラフ）4月から法施行までに3か月しかなく、その間に研修等すべて行うのは難し

い。4月まで継続的に研修をやりたい。

(金田) 具体的には何の研修か。7月に調停を実施するために、何人新しく養成する必要があるか。その具体的な計画も確認したい。追加で養成する必要がある人数はそれほど多くないのではないかと認識しており、4月以降に養成研修を行う形でも間に合うのではないか。

(磯井) 会計年度が3月までだが、今年度はJICA全体の予算が逼迫している状況。プロジェクト開始にかかわらず、3月までは予算の確保が少々難しい。モンゴルの調停制度にとって重要な時期であると理解しているが、予算を要する大規模な活動はできない。

(ゾルザヤ) それを確認したかった。3月までの必要経費については、裁判所で配慮する必要があると理解した。なお、3月までに実施した経費を4月以降にJICAで負担してもらうことは可能か(モンゴル側で建て替え、4月以降にJICA予算で充当するという意味)。

(金田) 3月までに実施した経費を4月以降に支払うこともJICAの会計規定上できない。

#### 【予算措置について】

(金田) モンゴル側の予算申請状況について差し支えない範囲で確認したい。

(ウンドラフ) 月曜日に裁判所評議会の者を同席させるので、詳細はその時確認してほしい。今ゾルザヤさんの知っている範囲で伝える。

(ゾルザヤ) 予算について一番大きなものは調停人の給料。常勤調停人に安定して仕事してもらうために、裁判所書記官より高い給料を払うことを考えている(60万トゥグルグ/月)。裁判所の数に従い、94人の常勤調停人分の給与額を積算している。次に大きいのは非常勤調停人の報酬。その他、調停室の整備の費用等。全体で9億トゥグルグの申請を予定している。ただ、政府に予算申請しても全額認められるわけではない。

(金田) JICAのプロジェクト終了後も、モンゴルで制度を継続的に運用・発展させてほしいと考えており、そのためには、経常経費についてはモンゴル側で予算をつけてもらうことが必要であると考えている。なお、現行プロジェクトで支援しているパイロットコートでの調停人の報酬についても、プロジェクト終了となる2013年11月までとなるので、ご理解いただきたい。

(岡) 11月以降のパイロットコートの調停人の報酬については、支援基金から出すことも考えられる。WGで相談したい。

(金田) 調停を担当する裁判所の職員を配置することもあると思うが、これも含めて裁判所で対応するということがよいか。

(ウンドラフ) 法律ではそのポジションはまだないが、将来的には国の予算から給料を出す。国で予算が出るようにこちらも努力したい。

(金田) 研修について、養成研修とは別に、すでに調停人になった人に、継続的に研修をすることも想定されているかと思うが、その費用もモンゴル側で負担してもらいたい。

(ウンドラフ) 予算の件は案として協議中のもので、まだ決まっていない。重要なのはどういう形で裁判所評議会に案を提出して、申請を認めてもらうかということ。4月までに再

研修をする必要がある場合、裁判所で話し合っ決めてたい。

(金田) 4月までのことではなく、それ以降のプロジェクト期間中も含め、継続研修をする際の費用負担の話として質問した。

(ゾルザヤ) 研修の問題は重要。研修のための予算を前もって明確にする必要も理解した。

(金田) 予算があるなしの問題ではなく、自立発展性の問題。プロジェクト終了後も必要となる経費についてはモンゴル側で負担してもらわないと、プロジェクト後に活動が途絶えることが懸念される。したがって、継続研修については、たとえば1年目の予算措置が困難であるという場合は、1年目のみ JICA 負担とし、2年目以降はモンゴル側負担とするなどの方法も検討しうる。

(ゾルザヤ) モンゴルの裁判所には、民事教官、刑事教官、行政訴訟教官がいる。調停についてもそのような人を置く予定であり、トレーナーとなることが想定される。

(稲葉) 新しい調停人の養成、新しいトレーナーの養成、裁判官・職員への研修が必要であり、ここは2013年4月以降 JICA が費用を支援する。これに対して、調停人になった人のレベルアップのための継続研修については、モンゴル側の費用でお願いしたい。

(ゾルザヤ) 今ちょうど研修計画を立てている。研修にウンドラフ裁判官も出席して、どのような研修をすべきか確認した。今後計画を立てていきたい。

(磯井) PDM の活動(2-7)として継続研修の実施を追加することとしたい。

#### 【全国での調停開始の時期について】

(稲葉) 7月の施行後、全国で一律に実施することを想定しているのか。

(ウンドラフ) 現在、裁判所の組織全体の改革の方向がはっきりしないが、モンゴル全体で同時に施行されると考えている。地方裁判所でも簡易手続で紛争を解決する割合は30%以上を占めており、先日実施した研修でも裁判所職員をなるべく多く研修できるようにした。特定の裁判所で遅れることなく、最低一人の調停人を置いて実施したい。

(稲葉) 調停室が整備されていないということはあるか。それでも何らかの形で実施していくということではいか。

(ウンドラフ) そのように考えている。法律が施行されると前置主義が適用されるため、全国で一斉に導入することが必要と考えている。地方裁判所に調停制度施行の話も伝わっているので、裁判所でも部屋の準備を始めている。11月には調停室の基準(スタンダード)が確定するので、実施を進めていく。

#### 【設備整備・機材供与について】

(金田) 地域によっても状況は異なると思うので、必要不可欠な部分は支援する用意があるが、可能な限り現在あるものを使ってもらいたい。

(ウンドラフ) 地域によって事情も違うが、一方でスタンダードを作りたい。JICA から、例えば机など統一したものを支援してもらえないか。

(金田) 状況は理解した。どのような設備が必要と考えているか具体的に確認したい。

(ウンドラフ) 11月に基準を作るので、調査して返答したい。ダルハンの調停室なども見てから決めたい。

(金田) 調査団の滞在期間中には難しいということか。必要と考える機材項目リストで構わないので、確認させてもらうことはできないか。

(エンフバヤル) スタンダード自体は11月に確定されるが、案はあるので、それを見て来週回答する。

(金田) 15日月曜に、案のリストなど見ながら議論できるか。

(岡) それほど細かいものが必要なわけではない。

(ウンドラフ) 10月15日までに予算申請をするので積算等も確認して伝える。

(金田) 必要不可欠なもの、そうでないものを確認し、プロジェクトで支援できる範囲を確認したいという趣旨。どんなものが必要と考えているかの項目リストを提示してもらえばよい。7月施行のタイミングで設備等も整うよう、JICAとしてもできるだけの準備をしていきたい。

(ウンドラフ) これから長官にも報告する必要がある。7月に施行されるためには調停人の育成、調停室の整備はモンゴル側で行い、設備についてはJICAで支援が得られそうだといいことで説明してよいか。

(金田) 差支えない。

#### 【WGについて】

(金田) WGのメンバーはどのように考えているか。フェーズ1と同じか、地方のメンバーも入れるかなど、考えを確認したい。

(ウンドラフ) フェーズ2においても、今までのWGメンバーで活動したい。現行メンバーにはこれまでの経験の蓄積があり、最初から活動しているので最後まで対応してもらいたい。ただ、必要に応じて、メンバーを追加することはありうると考えている。なお、日本側のWGメンバーも同様としてほしい。

(金田) 理解した。調停人委員会の任命はいつごろ誰が行うことになるか。

(ウンドラフ) 調停人委員会については、法律が施行されてから任命される。つまり現時点では7月の予定。

(金田) フェーズ1で順調な進捗がなされた理由の一つとして、WGの決定がモンゴル政府／裁判所の決定にそのまま反映されたことがある。フェーズ2においても、WGの決定が、調停人委員会と連携し、方向性がずれないようにしたいと考えている。可能であれば、WGメンバーがたとえば3名程度調停人委員会に入る形が望ましいと考えている。

(ウンドラフ) 今後注意して考えていく。

(金田) 調停人委員会に対しても専門家がアドバイザーとして参加できるような形をとってほしい。

## 協議録⑥：国立法律研究所との協議

日 時：2012年10月15日（月）10時～10時30分

出席者：アマルサナ調査部長

子浦課長、稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

- ・冒頭、調査団より PDM、PO 案を提示して、プロジェクト概要を説明し、モニタリングなどにおける調査面での協力を依頼。

（アマルサナ）

- ・法務内務省の今後の政策について、現法務大臣は大規模な法制度改革を行うことを考えている。特に大きな柱として、司法制度については 2012 年 3 月に法律で定めたとおりに進めたい。また、基本的に大統領の政策には協力したいという方針。政策としては、「Open Justice Policy」を公開しており、司法制度に関しての 5 つの法律（調停法含む）の執行も、政府として積極的に進めていく考え。新法務大臣の考え、方針ともに JICA の新プロジェクトは合致している。

（磯井）

- ・裁判所の数を減らす予定があると聞いたが。  
→裁判所の数を減らすかどうかは不明。ただ、裁判官は最高裁で 8 人増える。現在、地区毎に設置していた裁判所について、地方にはあまり紛争がない地域も多く、事件数の多い首都とのバランスが悪いため、この点を是正したいという意向はあるようだ。裁判所の数を減らすというよりも、「移す」という言い方が適当。今の時点ではどこがどこに移るということは決まっていない。（アマルサナ）

（アマルサナ）

- ・Bar Association を作ることになり（アメリカ型）、法律家の教育は Bar Association で行うことになる。これを規定している法律は 2014 年 1 月から施行予定。施行法（Implementation Law of Law on Lawyers）を現在起草しているところ。
- ・基本的には、Bar Association が、国立法律研究所の現在の研修プログラムを引き継ぐ形になると思われる。

（稲葉先生）

- ・調停制度のモニタリングを JICA と協力して実施できるか。  
→国立法律研究所は、現在、①研究、②法律家の研修、③法情報整備の 3 つの機能を有する。②に関しては、Bar Association に移ると思うが、基本的にメインのファンクシ



- ョンである①は国立法律研究所に残る可能性が高いので、問題ない。(アマルサナ)
- ・ 調停との関係では、法曹クレジット研修は、国立法律研究所ではできなくなるということか。
- 2014年1月以降、Bar Association ができてからのことは、現時点ではわからない。
- Audit が入って、研修の見直しなどが行われる可能性はある。(アマルサナ)

**協議録⑦：LGL センターとの協議**

日 時：2012 年 10 月 15 日（月）10 時 40 分～11 時 20 分

出席者：アルタンウルツィセンター長、ほか数名

子浦課長、稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

- ・調査団より PDM、PO 案を提示して、プロジェクト概要を説明し、LGL センターとの連携を期待している旨伝えた。

（稲葉先生）

- ・調停法の対象は民間調停も含まれている。LGL センターとして民間調停に関してどのように考えており、どのような形で JICA のプロジェクトと連携できるか、その考えを確認したい。

（アルタンウルツィ）

**【LGL センターについて】**

- ・法律が整備されたので、今後調停に対する国民の意識も高まってくるものと思う。最近、LGL センターの組織運営についても議論をしており、今後、弁護士会やプロジェクトメンバーとも議論をしたいと考えている。
- ・センターの活動が、より多くの人に理解され、利用されるような計画を立てなければならないと認識している。LGL センターの組織改編については合意が図れているが、財政面での問題があり、最終的な結論に至っていない。
- ・2014 年 1 月から法律家のステータスに関する法律が施行される。この法律に従い、弁護士会が Bar Association の一部となる見込みであり、LGL センターの組織と位置付けも、この動きと関連してくるので、今後そこを明確にしたいと依頼しているところ。

**【第 2 フェーズについて】**

- ・第 1 フェーズの結果について、まず話し合う必要あり。第 1 フェーズの結果で、我々は結果が出せたと考えている。以前は解決できなかった問題が、第 1 フェーズを通じて、解決できるようになった。
- ・調停人選任に関する規則や要求される能力、スタンダードを改定して、弁護士会でも検討して確定させるつもりでいる。この点については、LGL センターでできることであると認識している。LGL 作成の規則やスタンダードが裁判所での調停にも活用されるようになることを認識している。
- ・第 2 フェーズにおいても、弁護士を対象とした研修を行うべきと考えている。LGL センターでも 11 月半ばから弁護士を対象とした研修を行う予定。裁判所の調停については、弁護士が調停人として関わる可能性が高い。その弁護士が調停を正しく理解することは

重要であり、そのための育成が必要。

(磯井)

- ・新プロジェクトでは、全国の裁判所に調停を導入していくことになる。LGL センターにおける調停活動の促進とともに、JICA のプロジェクトフェーズ 2 にも LGL センターの協力をいただきたいと考えている。

(アルタンウルツィ)

- ・LGL センターは今までは弁護士会に付属される機関として運営されてきた。Bar Association が作られると、LGL センターがなくなってしまうことを危惧しており、そうならないようにすべきと考えている。Bar Association の成立に関する法律は、前倒して施行される可能性もあり（調停法の施行と合わせて）、この点懸念している。

(稲葉先生)

- ・2004 年から LGL センターへの支援をしており、LGL センターは JICA のプロジェクトの原点のような場所であると認識している。LGL センターは、各調停人が研修を受講済みで、件数も一定程度あり、市民に近い視点で対応されていて、裁判所の調停とは違った特徴を持ったものと理解している。裁判所の調停も、市民に身近なものにするために、LGL センターの調停の視点を学ぶべきと考えている。
- ・JICA 側でできることは限られるが、Bar Association の中でも LGL センターがきちんと位置付けられ、プロジェクトも連携できるようにしたいと考えている。
- ・次の弁護士会長はどのような方がなるかご存知か。  
→総会で決まるためわからないが、だれが選ばれても LGL センターとしては協力できる。

(アルタンウルツィ)

(磯井)

- ・最近の LGL センターの現状は。  
→これまでは Manager がいなかったために、事件登録面で不十分なところがあったが、この部分は改善された。  
→最近、弁護士会による LGL センターの運営に関する調査が行われた。多くの分野における LGL センターの活動について調査された。近々レポートが提出されるものと思う。  
→最近はローンに関する調停事件が多いが、そのほか様々な種類の申し立てが来ている。最近 1 年間の実績は 23～30 件。うち、11 件で和解が成立している。件数は必ずしも多くないが、これは法律もまだ施行されておらず、国民の調停に対する意識が十分でないことも一因。(以上、アルタンウルツィ)  
→貸金に関する調停は解決に結びついているか。(磯井)

→和解できている率は高くない。(アルタンウルツィ)

(岡専門家)

- ・調停広報イベントへの協力に感謝。相談者も記名者のみで 130 人にのぼった。フェーズ 1 の成功には、LGL センターのみなさんの協力が大きい。フェーズ 2 への協力もお願いしたい。

協議録⑧：地方裁判官等との協議

日 時：2012年10月15日（月）11時30分～13時

出席者：トンガラク最高裁判事、エンフバートル人事・研修部長、エンフバヤル総務部長、ボログマ財務担当（裁判所評議会3名）、トゥフシンジャルガル裁判官、ムンフトヤ裁判官（トゥブ県高裁・地裁）  
子浦課長、稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

- ・冒頭に、調停制度の全国導入を目指したプロジェクトフェーズ2を実施する上で、地方のみなさんの意見もいただき、効果的なプロジェクトの実施につなげていきたい（参考としてPDM、PO案を配布）旨、調査団より趣旨説明。

（トゥフシンジャルガル）

- ・2007年当時は、民事訴訟法上の簡易手続きとしての調停であった。日本では調停の歴史があると理解した。トゥブ県では、法律制定後、調停の広報活動がはじまっている。一審裁判所からもムンフトヤ判事が調停に興味をもって参加している。

（ムンフトヤ）

- ・今の時点では、興味を持っているという段階。

（金田）トゥブ県の裁判所の概要は如何に。

- ・一審裁判所ふたつ（郡間裁判所・郡裁判所）が一つの施設を共有している。合計で11人（5人：13郡担当、6人：14郡担当）の裁判官が働いており、27の郡（ソム）を所管。スタッフは、裁判官ごとに一人の書記官がいる。その他情報担当などのスタッフは2裁判所共通。（トゥフシンジャルガル）
- ・行政裁判所は同じ敷地内の別棟。3人の裁判官。

（岡専門家）

- ・同じように二つの裁判所であるが、一つの裁判所の建物にあるという例はほかにあるか。  
→ドルノド県は二つの一審裁判所が一つの建物の中にある。

（トンガラク）

- ・地方においては、一審と高裁は同じ建物。人数が多いところには郡間裁判所がある。

（エンフバヤル）

- ・地方では、重複を除き（トゥブとドルノドは2つの裁判所が一つの建物内に共存。）、計

29 の裁判所で（建物で）調停部を導入することになる。首都は 8 つ。

（稲葉先生）

- ・ 地方の裁判所で調停が支障なく実施できると想定されるかどうかを確認したい。  
→年間 1000 の事件があるが、そのうちの 30%が簡易手続きで処理されているため、調停制度が利用される余地は大きいと思う。また、地方では、労働と家事事件が多いことも、調停利用が期待される理由のひとつ。（トゥフシンジャルガル）
- ・ トゥブは UB に近い。国土が広く、1~2 名の裁判官しかいない裁判所で、同様のことが言えて、パイロットコートと同様に機能するのだろうか。  
→民事事件の種類については、小さな地域でも同様であるため、トゥブ以外の地方でも調停制度はうまく機能すると思う。（トゥフシンジャルガル）
- ・ 裁判官、書記官、弁護士が少ない地域での調停実施において、困難となると思われることはあるか。  
→組織としては特に問題は想定されない。（トゥフシンジャルガル）

（トンガラク）

- ・ 地方に調停人を養成するために、調査を行ったが、労働については簡易手続きで解決できていない。民事事件は簡易手続きで解決できている。裁判所が当事者と話し合いを行う機会がないため、このような状況になっている。

（稲葉先生）

- ・ 一審の裁判所において、最も裁判官が少ないところはどのような体制か。  
→法律に基づく 2 人の裁判官と一人の所長が最低限決められている。（エンフバヤル）
- ・ 地方における調停実施の困難度をもう少し丁寧に分析したほうがよいのではないか。全般的な統計などは理解したが、個々の裁判所によって状況は異なると思うので、これらにおける課題を最高裁判所が把握していく必要がある。したがって、地方における問題点を議題に出してもらえる方が、プロジェクト形成においてはありがたい。  
→モンゴルは広いので、郡間裁判所において、300 km 離れているところに当事者が住んでいる可能性もある。そのような当事者を調停が行われる裁判所にどのように呼び出すか、などの課題は考えられる。（トゥフシンジャルガル）
- 地方が広い、離れているということは、同時にメリットとも考えられる。裁判では厳格な呼び出し手続、当事者の出席が求められるが、調停制度では、電話での呼び出し、その他の対応もありえるので、メリットとして機能することもありうる。（エンフバヤル）
- 地域によって、調停制度がポジティブに働くこともネガティブに働くこともあると考えるので、そのあたりを丁寧に確認しながら、最高裁と協力してプロジェクトを

進めていきたい。(稲葉先生)

(トンガラク)

- ・問題は出てくると思うが、パイロットコートの経験を活かして、まずはきちんと研修を行っていきたい。法律上は、地方においては、常勤調停人が 1 名と規定されている。件数が多くなった場合には対応できないことなども想定される。

→常勤調停人は全国にどのように配置されることになるか。(稲葉先生)

→地方では 1 人の常勤調停人、首都では 4 人の常勤調停人、全国では 46 人、ダルハンなど人数が多い県では 2~3 名が配置されるだろうと思われる。(エンフバートル)

→それで足りない部分については、非常勤調停人で対応すると理解。(稲葉先生)

→現時点で、研修修了者は 150 人ほどいる。(岡専門家)

→今の時点では、非常勤の調停人候補者は十分だと思う。(トンガラク)

→ただし、地方においては、これまで研修していないので、研修を行っていく必要がある。(岡専門家)

→地方から研修に参加したいという要請がたくさん寄せられている。(エンフバヤル)

→財政的な問題もあるので、地方の調停人養成は難しい。(トンガラク)

(磯井)

- ・トゥブ県で調停人養成研修を受講済みの者について確認したい。

→トゥブ県では 3 名が調停人養成研修を受講済み。内訳は、弁護士、裁判所の元事務局長、裁判官。(トゥフシンジャルガル)

→先月の調停人養成研修には、各県から 2 名ずつ参加した。(岡専門家)

- ・トゥブ県の人は調停についての理解度はどうか。

→研修を受けた人が理解しているだけというのが現状。(トゥフシンジャルガル)

→ゾーンモド市には、弁護士は 7 名いるが、研修を受けたバヤル弁護士しか、おそらく調停のことは知らないと思う。

(磯井)

- ・民事裁判の被告は呼び出しにどの程度応じているか。

→連絡がつけば、必ず来る。住所が特定できない人には出張して捜しに行く。来ないと欠席した状態で裁判を行うことを伝えるため、ほとんどは呼び出しに応じて来る。スムーズに来ないのは 5% から 10% ぐらい。

(稲葉先生)

- ・お互いに近くに住んでいる当事者同士二人が、裁判所からは離れているとき、裁判所の

外へ調停人が出張して、現地で調停をすることは、調停法上できるのか。

→考えられると思うが、予算面の課題は残る。それがクリアされれば当事者にとっては利益があるものと思う。(トゥフシンジャルガル)

→地方において一人の調停人しかいないため、その調停人が裁判所を離れることの問題もある。法律上は禁止されている事項ではない。(トンガラク)

(磯井)

・トゥブ県では一般的な広報はどのように行っているか。

→裁判官のアシスタントが学校での広報などを行っている。(少年事件、家庭暴力など。)

大人に対しての広報はあまり行われていない。(トゥフシンジャルガル)

→地方のメディアも活用している。(エンフバヤル)

(トンガラク)

・調停室のスタンダードについて、今の時点では、大体のところを考えている。ニュージーランドでは特別な施設が設定されていたのだが、日本についてはどうか。

→日本では、統一のスタンダードを決めて調停室を設定してはいない。ただ、裁判官が行う和解においては、円形もしくは楕円形の机を使って行う、ということはなされている。楕円のテーブルで行った方が当事者の満足度が高まるという調査結果がある。

そのようなテーブルを設置することはふさわしいのではないかと考える。(稲葉先生)

(稲葉先生)

・調停法が実施される時点での、全国の裁判所での事件数に関する基礎情報をぜひ専門家に提供してもらいたい。

(トンガラク)

・調停のハンドブックの作成を検討している。モンゴルでは様々な状況が変わることが多い。調停法が4月から執行されることになる可能性もあるので、準備として行っていかなければならないことは多い。

・法律の施行に伴って、調停人の規則についても作成中。

→プロジェクトの開始は2013年4月を想定しているが、専門家はフェーズ1から引き続き駐在するため、規則の策定や研修の実施に対する技術的な支援については、対応できると考える。(金田)



**協議録⑨：最高裁判所との協議**

日 時：2012年10月15日（月）11時30分～13時

出席者：トンガラク最高裁判事、エンフバートル裁判所評議会人事・研修部長、エンフバヤル同総務部長、ボログマ同財務担当  
子浦課長、稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

冒頭、調査団より金曜日の協議結果について確認を行ったうえで、以下の点について協議を行った。

**【供与機材について】**

・リストに基づいて、モンゴル側から説明。（リストに入っているプロジェクターは不要との由）

Q1) デスクとイスは現在裁判所にあるもので対応できるのではないか。

A1) 地方の裁判所の現状はあまりよくないので、そのようなものはほとんどないと認識。

Q2) コピー機も、裁判所にある既存のもので対応できるのではないか。

A2) 郡（ソム）間裁判所ではコピー機がないところが多い。あっても情報部にひとつ。

→調停でコピーを大量にすることは想定されないので、一つでも対応可能と考える。  
（金田）

→当事者の持参した資料や、和解契約書のコピーなどで必要。プリンター・FAX と一体型の小型のもので対応可能。（トンガラク）

Q3) PCは調停人が調停データや書類等の作成のためという理解か。

A3) 調停事務を処理するために必要。

→PCの耐用年数後は、裁判所側でアップデートすることが必要になるが対応可能か。  
（金田）

→そのつもりである。（トンガラク）

Q4) TVについて、TV Conferenceで使うためには、相手側にも同様のシステムがなければできないと考えるが、具体的にどのような使い方を想定しているのか。

A4) 世銀の支援により、郡・県の裁判所はすべて光ケーブルによるインターネットでつながっている。

→裁判所側が整っていても、地方の遠隔地において当事者側のインターネット環境が整っているとは考えにくい。（金田）

→（県の下の）ソムのレベルで、全国にインターネットが入っており、県の中心地から離れたソムの人に対して、ソムの拠点を通じて活用した例がある。

Q5) 本棚についても既存のもので対応可能と考えるが。

A5) 裁判官の部屋には本棚はあるが、それぞれの個室にある。地方での現状は厳しく、職

員一人に一つずつの机やいすなどもないところもある。棚についても既存のもので対応できるところはほとんどないと思う。

Q6) パイロットコートであるダルハンおよびバヤンズルフはすでに整っており、その分は不要と考えるため、必要数量はその分減るものとする。

A6) プロジェクトで支援したものと裁判所で整備したものがある。スタンダードに応じて更新されるべきものと理解。

行政裁判所が世銀の支援により設立され、部屋や設備が調べられたが、通常裁判所の裁判官の部屋と大きな違いがあった。このように、同じ裁判組織の中で、あまりに違いがあるという状態は避けたい。

(金田)

- ・適時の調停の実施が最も重要なことであり、JICA としては、調停の実施に必要最低限のものに絞って、支援する必要がある。後年度負担が発生するものなどは、モンゴル側でその後負担していく必要がある。
- ・モンゴル側で予算申請しているものはこの中でどれか。  
→ここに挙げた内容は申請している。全裁判所としての設備投資予算として 150 億トゥグルグを申請し、30 億トゥグルグが承認される見込み。(ボログマ)

(稲葉先生)

- ・この場で、項目について決めることは難しいが、以下の原則的な考え方は共有しておきたい。
  - ① 日本の調停室にないものを JICA が支援することは説明ができず、難しい。
  - ② 調停の実施に不可欠なものを支援するというのが基本的なルールになる。したがって、必ずしも最高のものではなくてもよい。

したがって、十分に活用し切れないものや効果が限定なものを支援することは難しいのではないかと考える。細かいところを言えば、いすも 8 脚も必要なのか。円卓については、統一的なものを配置するという事は、調停の効果からしても理解できる。

(美葉)

- ・電話はなくてよいのか。  
→当初 FAX 及び電話はリストに入れていたが、自分たちで対応することとして削除した。

## 【2. 予算申請状況について】

- ・施設整備費および調停人給与以外に、調停関連で申請されている予算について確認したい。(金田)  
→常勤調停人 46 人に、5 日間の研修予算分を申請している。ただし、認められる可能性

は低い。これまでも予算は認められず、国立法律研究所の予算で研修を実施してきた。ただ、国立法律研究所の研修予算も 2 千万トゥグルグのみであり、民事および刑事の研修に充てられ、調停にはあてられない見込み。

→給与は、常勤調停人 46 人の給与は申請されているが、非常勤調停人は今の時点で、何人必要かが明らかでないので、予算申請できていない。非常勤調停人を使いたい場合には、当事者が負担する形を考えている。

→地方には常勤調停人は 1 名しかいないので、常勤調停人は必ず必要になる。病気のとときや、当事者と親戚関係があるときなど。対応を今後考えなければならない。

→法律制定時には予算のことを考慮されていないので、問題もある。(以上、モンゴル側)

(岡専門家)

・ゾルザヤ首都裁判所民事部長からは、非常勤 30 人分の予算を申請すると聞いていたが、含まれていないというのは間違いないか。

→非常勤調停人 30 人という話は聞いていない。調停予算全体の中で、工面をするなど調整してもらう必要がある。(エンフバートル)

→非常勤調停人 30 人はアイデア段階。今後裁判所評議会と協議する内容。(トンガラク)

・常勤調停人 46 人とすると、ダルハンに 2 名配置することなどは不可能と考えるが。

→ダルハンも今の時点では 1 名のみ想定。増やすのであれば調整が必要。(エンフバートル)

→裁判所に関する給与と人数は、(調停人のみではなく) パッケージで予算申請しているが、追加も可能。予算審議の折、その説明を求められることになるので、その中で非常勤調停人の分の必要性を入れ込めばよい。また、予算承認後も、裁判所の中で調整することは可能。(裁判所評議会)

### 【3. 上位目標について】

・調停制度を導入することを通じて、何を達成したいと考えるか。(金田)

→国民に裁判外の紛争解決の手法を提供したい。これにより、裁判所の負担を減らし、裁判所の判決の質を向上させる。(エンフバヤル)

→Win Win の関係を作るオプションを作ること。(トンガラク)

→民間の調停への波及効果。裁判外紛争解決手段の増加。(トンガラク)

(稲葉先生)

・議論を続けていただき、対話の文化が根ざした平和な国になるよう期待している。

(子浦)

・明日、実際のミニッツの案文を提示させていただきながら、協議をさせていただきたい。

協議録⑩：GIZ との面談

日 時：2012 年 10 月 15 日（月）17 時 15 分～19 時

出席者：Werner（Deputy Director）、Zaya（法・司法セクタープロジェクト担当）  
子浦課長、稲葉先生、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ

（ザヤ）

- ・ GIZ のプロジェクトは以下の 4 つから成り、2008 年 8 月から開始していて、2013 年 12 月に終わる予定。予算総額は 400 万 Euro。
- ・ プロジェクトの 4 つの方針：
  - ① 法律の整備
  - ② 裁判所事件管理システムと裁判所業務の質の改善
  - ③ 検察官の業務管理システムと業務の質の改善
  - ④ 法務内務省およびその関連機関にモニタリング導入

<①法律の整備について>

- ・ モンゴルには 412 の法律と 2000 の条例がある。数はそれほど多くないが、これらの 8～9 割が最近 10 年の間に成立したもの。社会発展に基づいてというよりは、政策的に政府の政策に基づいて法律が作られてきたという経緯がある。短期間でこれほど多くの法律を成立したことは、民主化促進の観点からは歓迎すべきものであるが、他方で、法律の質については問題があるのが現状である。
- ・ モンゴルの新憲法が制定されて 20 年になるが、これまで経験していないセクターの法律を制定しなければならない状況になってきた。10 省が各セクターの法律を起草しており、起草経験のない者がつくっており、また法律制定は政治的な目的に基づいている。
- ・ 法務内務省と協力して 2008 年までに作られた法律の評価調査を行った。この結果として市場経済移行への環境が整ってきているということが唯一のポジティブなもの。これに対し、法律の統一された方針がない、法律を起草している者は起草のために必要な教育や知識を持ち合わせていない、セクター毎に策定された法律間の矛盾がある、などのネガティブな結果が得られた。
- ・ この結果に基づき、法律を作るために必要となるハンドブックを 2 年間かけて作成した。「法律草案を作る方法」。これはテクニカルなサポートをするためのもの。2010 年に政府に認定されたので、法律の起草にあたって、今後各省はこれを参照することになる。
- ・ また、技術面に加え、法律による社会的なインパクトに関しての配慮などの問題はある。法律の結果を想定して起草されないと、実際には執行することができなくなる。この結果、頻繁な改正が行われるなどの結果になる。
- ・ 改善策として 3 段階ある。①法律の必要性を精査する、②どのように法律を作るかを明確化する、③法律施行後 5 年後に法律の目的が達成できているかを確認する。  
この方策は、2010 年に認定され、2011 年から活用されている。

- ・ 2008 年に 20 人のロースクールの優秀生を選び、法律を評価する活動をしている。あえて学生を WG に入れたのは、彼らが新しいことに敏感であることからである。法務内務省の下で、89 の法律の重複や矛盾を調べて、改善した。この活動を他の省でも同じようなグループを作って、改善を目指している。結果的に 294 の法律の改善を行い、法務・財務・環境・内閣の統一の改正として、国会に提出。今年成立する見込み。

<②裁判所の改善について>

- ・ 2008 年にモンゴル国立大学の先生に委託して、裁判所に関する評価調査を行った。(民事および商事に関する面のみ。) その結果として、申し立て事件数は毎年 10%増加していることが確認された。2012 年の実績については、10 月現在で 37,000 件である。また、一審から控訴審に持ち込まれるケースは 10%。そのうち 60%で、控訴審において一審と異なる結論を出している。この割合は問題で、一審判決の質が低いことを示している。
- ・ 裁判官は実体法の知識はあるが、手続法の知識は十分ではない。他方で、調査の結果、1 日のうちの 50%の勤務時間は、書記官などが本来行うべき仕事の実施に費やされていた。このために、判決の質が悪くなり、裁判所の信頼にも悪影響を及ぼしている。アドミスタップが手続等を行い、裁判官は判決を書くことに集中できるようにすることが必要である。このような問題意識から、裁判所における事件・事務管理モニタリングのソフトを作成するとともに、裁判官が行うべき仕事のスタンダードを作成し、役割分担を目指している。
- ・ 裁判官の業務時間の調査は、自分たちで項目や手法を考え、モンゴルの社会学の教授に依頼し、第三者の観点から実施した。
- ・ ソフトは 2 週間前に裁判所に渡したところ。2013 年 12 月までに導入される予定。

<現行プロジェクト終了後の GIZ の法司法分野における支援の方向性について>

- ・ モンゴル側の要請次第であり、決定していることは何もなく、個人的な考えの域を出ないが、たとえば次のようなものが考えられる。控訴審について同様の改善、刑事分野の改善、裁判官・検察官への研修、証券市場に関する法関連支援、鉱山関連の紛争、法整備など。先日テムジン大臣と話した時はこのような内容の話をした。
- ・ なお、2011 年にドイツ政府とモンゴル政府との間に環境・資源開発の協力計画が締結されており、これに関連する法律整備もありうると思われる。
- ・ 2014 年から 6 年間の協力となる見込み。

<質疑応答>

- ・ 調停法のクオリティはどうか。

→個人的意見だが、調停に関して本当に法律が必要だったのか疑問に思っている。アングロサクソンの国では法律がなくてもやっているのではないか。また、裁判官の役割がよ

くわからない。裁判手続中に調停をしても、結局その後和解契約書の効力が争われることになるのではないかと。さらに、特に田舎の人にとって、裁判官のいうことは絶対的なので、あまり話し合いをせずに一方的な判断になるのではないかと危惧しており、国民への普及が重要。

→自分は法律を読んで、裁判官が調停をする、また、裁判手続中に調停をするものと理解していた。

→裁判官ではなく、常勤の調停人が調停することだが、どういう人か。コミュニケーションの専門家か、法律の専門家か、両方か。

→書記官よりも少し地位の高い、裁判所職員。どちらかといえばコミュニケーションの専門家。

・調停制度に関しても、ソフトの中に入れてもらう必要があるが、可能か。(調査団)

→2013年12月までにとするのは困難。早くても2014年6月になる見込み。(ザヤ)

→今後とも情報交換していきたい。

(・倒産事件の処理について(磯井))

→裁判所から破産管財人を任命して処理することになっているが、モンゴルでは人口が少なく、自分のビジネスが倒産したと知られたくないので、裁判所に申請をしたのはこの8年で3件しかない。また、そのうち破産が認定されたのは1件のみ。)

協議録⑪：大統領府との協議

日 時：2012年10月16日（火）10時～10時30分

出席者：ウヌルバヤル（大統領府法律顧問）、担当者1名

子浦課長、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、オユ、サイハナ、オド

- ・冒頭、調査団より訪問目的及び調停制度導入の意義とともに、プロジェクト概要の説明

（ウヌルバヤル）

- ・これまでの JICA の協力に感謝。JICA のプロジェクトについては、田邊専門家がモンゴルに滞在していたころより知っている。日本とモンゴルの関係は友好的であり、民主化にあたり、多くの分野で支援を受けている。7月1日から施行される調停法については、その成立に日本側の支援が大きな貢献をしたものと認識している。
- ・モンゴルの法制度は大陸法のシステムを採用しているが、日本は大陸法と英米法の Mix であると認識しており、そのバックグラウンドもあり、調停導入を効果的に支援いただいているものと考えている。大陸法と英米法の Mix によってより良い制度ができると考える。調停制度は、裁判所の負担を減らすとともに、国民への法律に対する理解促進にも役立つものと考えている。
- ・制度を作るだけではなく、研修等を通じた関係者の能力強化が不可欠である。この面での引き続きの支援を期待したい。我々は調停制度をある程度理解しているが、国民にとっては、国民にとってはまったく新しい制度である。したがって、導入当初は、利用率はあまり高くないかもしれないが、それに落胆しないでいただきたい。ドイツでも行政裁判所の導入当初は利用率は高くなかった。同様のことがモンゴルで起きることは十分に想定される。
- ・調停制度の導入に当たっては、法律家の役割は大きい。来年法律家についての役割を規定した法律が成立して、**Bar Association** が作られることになる。これが適切に設置されることで、調停制度への良い影響も期待される。
- ・日本とモンゴルの文化的な共通点もあるが、異なる点もある。その差異にも配慮して進めてもらいたい。実際に調停が実施されて初めてその評価がなされるべきものと考えている。現時点では、調停制度は良い結果をもたらすものと期待している。例えば、モンゴル人は名誉を大変重視するので、裁判での勝敗以外の道を開くことは、モンゴル文化にも合致するのではないかと考える。

（子浦）

- ・JICA として支援をするうえで留意していることは、協力相手国であるモンゴルの社会に根付くことである。したがって、日本の制度の良いところは取り入れていただきながら、モンゴルの状況にあったものを作り上げてもらえればと考えている。

- ・調停が実際にどの程度使われるかはやってみなければならぬが、たくさん使われれば成功という単純なものでも必ずしもないと思う。法律や司法制度というものは、紛争が起きた時にそれに対処できる制度が用意されているということが重要である。
- ・ **Bar Association** の設置など、モンゴルでも英米法を取り入れた司法改革が行われているものと認識した。
- ・ **Bar Association** ができることで、その後の裁判官、検察官、弁護士などの法曹の養成や登用について、どのように考えているか。
  - 法律家自治を実現できるのではないか。たとえば、**Bar Association** は弁護士が組織することになり、そこが裁判所評議会に裁判官を選任するということもあり得るのではないか。世界標準に合わせた制度改革であり、これにより、モンゴル人の国民への裨益を実現したい。(ウヌルバヤル)
- ・ **Bar Association** が設立されると、現在国立法律研究所が行っている研修など、多くの面で変化がみられることになると思われるので、そのような変化に合わせてながら、支援をしていきたいと考えている。
  - これから行われる裁判所改革においては、特に国民に対して裁判所のサービスを提供するという点など、韓国や日本から多くのことを学ぶべきと考えている。法律だけではだめで、モンゴルに合った制度として実施することが重要であり、それが政府の仕事であると認識している。

(ウヌルバヤル)

- ・モンゴルの法司法セクターにおける支援の計画は如何に。
  - JICA では、現状、本調停制度プロジェクト以外で考えているものはないが、名古屋大学が日本法センターを通じた支援などもしており、様々な形でモンゴルの法司法分野の発展に貢献できればと考えている。



協議録⑩：経済開発省との協議

日 時：2012年10月16日（火）11時30分～12時30分

出席者：ボルドバータル（経済協力）、担当者2名

子浦課長、磯井専門員、金田（以上、調査団）、岩井次長、サイハナ、オド、岡専門家、オユ

冒頭、岩井次長より経緯説明（日本大使館、大蔵省も含めた、モ側新体制・デマケを確認するための全体協議を現在調整中のところ、本来同協議での確認事項を踏まえて個別案件協議を行うことが望ましいが、本件のタイミングの都合上その前に相談させていただく）。所管分担の理解について確認（案件の形成までは経済開発省、案件実施後は大蔵省）。本日は、案件形成の部分の説明。

- ・本案件は調停制度を全国に広めていくための案件。
- ・ミニッツ及びRDの位置づけを説明し、これらを経てプロジェクトが開始される旨説明。
- ・本日は調査団からミニッツの説明を行いたい。

（ボルドバータル）

- ・来訪への謝意。
- ・経済開発省では外国ローン援助政策・企画・モニタリング・評価を担当している。
- ・財務省は予算支出の部分を担当し、各省が実施の部分を担当する。調停制度の話であれば、最高裁判所が実施を担当することになる。
- ・経済開発省は、国家全体の発展政策や各分野の政策、貿易政策関係、国家債務・ローン政策などを総合的に勘案して、今後始まるプロジェクトの実施可否にかかる最終的な決定権限を有している。
- ・調停プロジェクトフェーズ2の実施の是非を決定するためにはフェーズ1の評価が必要であるが、時間が足りず、その評価を十分に実施できなかった。ただ、その限られた中ではあるが、フェーズ1の結果は大変良いものであったと理解した。したがって、経済開発省としては、本プロジェクトフェーズ2についても進めていきたいと考えている。
- ・したがって、経済開発省はパートナーであるJICAの手続きに従って、本件を進めていく所存。

（子浦）

- ・時間のない中、プロジェクトを評価いただき、また継続の方向性を示していただき、ありがたい。
- フェーズ2を継続するという決断は、関係各機関の協力によるものである。（ボルドバータル）
- ・M/Mの素案を示して、今後の予定を確認（18日15時から署名を行う）。ミニッツの概要

を説明。この中で RD 案についても概要説明。

(ボルドバートル)

- モンゴル側が負担することは何か。  
→端的に言えば、プロジェクトを行うための人員、場所、ローカルコストである。
- フェーズ 1 と同じと理解してよいか。  
→よい。ただ、調停人給与はモンゴル側で負担してもらう。
- **Output** において、数値で表現できることがあれば入れて、より具体的に書いてもらいたいと考える。数字で成果を示すことは有効と考える。もちろん、すべてを数値で示すことは困難であることは理解している。例えば、「全国 21 県の裁判所において導入します」等の文言を入れてもらいたい。  
→ (PDM を示して) 成果を具体的に評価する際に、数値も含めた指標を用いる。(金田)  
→**Output** は定性的な表現になっているが、定量的なものも含めている。ベースラインを調査したうえで、**XX** などの数値を埋める予定である。(子浦)
- 個人的な意見であるが、M/M の最初のページは **Executive Summary** にあたるものであるため、数値を入れることでよりわかりやすくなると思う。
- モンゴル人とコミュニケーションをとる上でもストレートに物を言うことが大切。日本は 1990 年からモンゴルを援助してきた。モンゴルのもっとも親しい友人であるので、ストレートに話をしたく、このような提言をさせていただいた。  
→できるだけわかりやすくするということはおっしゃる通り。他方、できるだけ数値で示すということは、法司法分野では、難しい側面もある。どうしても大きな目標は抽象的なものにならざるを得ないが、その達成を評価する上ではできるだけ具体的な指標で評価していくこととしたいと考えている。(子浦)
- M/M 案のコメントはいつまでか。  
→明日中にいただきたい。(金田)  
→今後のためにも申し上げるが、できるだけ早くいただくと十分に検討する時間が確保できるのでありがたい。本案件については、問題ないので、署名をする。(ボルドバートル)  
→調査団の協議議事録であり、あまり早い段階での提示ができなかったことご理解いただければ幸い。(子浦)

(岩井次長)

- 日本にとってもモンゴルは大変親しい友人である。その中でも、援助窓口となる経済開発省は JICA にとって最も重要な省であり、特に担当局長であるボルドバートル局長はじめ貴局とは良い関係を築いていきたい。  
→1996 年から 2000 年まで日本の援助に関連する仕事をしてきた。この 13 年間はヨーロ

ツパで仕事をしていた。(ボルドバートル)

→是非機会を捉えて日本にもいらしていただきたい。(岩井)

協議録⑬：行政裁判所裁判官との面談

日 時：2012年10月16日（木）14時30分～15時30分

出席者：ツォグト行政裁判所長

子浦課長、磯井専門員、金田（以上、調査団）

（ツォグト）

- ・自身は、来年度からロースクールで調停のクラスを受け持つことになった。（半年、週一回、選択科目、シニアのロースクール学生を対象）
- ・ロースクールのカリキュラムを確認する目的で、会議を開催し、アメリカ大使館に申請して、アメリカ人専門家にも来てもらった。日本からは弁護士の藤井先生に来てもらった。ダルハンにも連れて行って、調停の実施状況を見せた。
- ・JICA のプロジェクトと自身が受け持つ調停のクラスとで連携できるのではないかと考えている。具体的にはカリキュラムの策定を支援してもらえないかと考えている。
- ・調停の成功のためには、指導者の育成も必要。弁護士の中にも調停に興味を持っている者がいる。
- ・慶応大学と名古屋大学とは、すでに協力関係がある。

（磯井）

- ・普及活動の中などでプロジェクトと連携できる余地はあるのではないかと考える。

（ツォグト）

- ・事件管理とモニタリングのシステムは、民事プログラムに関しては既に完成して、現在試行段階に入っていると聞いている。自身は、行政事件に関する対応につき、担当している。刑事事件プログラムについては、支援ドナーがおらず、現在止まっている。
- ・モンゴルの裁判所はテクノロジーの導入に関心があり、司法改革の中でも法廷におけるオーディオレコーディングに言及されている。
- ・司法改革 6 法の中の Law on Lawyers status の成立・施行によって、ロースクールシステムも変わる可能性がある。現行の国立大の法学部は 5 年、私立は 4 年であるところ、たとえば 2 年の College と 2～3 年の Law School という形態が想定される。現在は、質の低いロースクールが乱立している状況。
- ・現在、弁護士資格（Lawyers Exam をパスすること）は、裁判所に立つ上では必須ではなく、Attorney License、Legal Representative を取得していればよいが、このシステムも、法律により改正される可能性がある。Lawyer's License が必要になる。刑事事件については、代理人となるためには Attorney の資格が必要となった。

協議録⑭：世銀（本部担当者、出張中）との面談

日 時：2012年10月18日（木）9時30分～10時30分

出席者：Ms. Heike Gramckow (Senior Counsel, Justice Reform Practice Group)、Ms. Eva Melis (from Washington)、サラントヤ子浦課長、磯井専門員、金田

冒頭、調査団より目的及びモンゴルにおける朝廷の概況を説明。

(Heike)

- ・ 地方では、能力のある人々を見つけるのが、どの分野においても難しく、その点は **Challenging** であると思う。前政権は、**Para Legal** を育てる方針を打ち出していた。現状の低い司法アクセスのレベルを勘案すると、とてもいいアプローチであったと思うが、コンセプトを十分に固めて実践するには至らなかった。（県にセンターを作るというものであったが、ボランティアベースだったため、限界があった。県ごとに15人。）
- ・ USAid がリーガルクリニック支援をはじめ、UNDP がリーガルサービスセンター、世銀がリーガルエイドを行っており、異なるリソースが地方にいる。人材リソースは限られているので、調停をどのようなリソースを使って実施するのが重要と思料。
- ・ 世銀では、カザフエリアでリーガルエイドセンターを作ったが、その地域の人は情報へのアクセスがなく、マイノリティに関連する多くの課題がある。職場における契約や家庭内暴力、離婚等の家庭問題などの紛争が多い。（言語の問題もあって）法的文書を読めないという課題もある。カザフ地域での調停実施においても、同様の問題（マイノリティの問題）をどう対処するかは問題となる。人数的には必ずしも多くないが重要な問題と認識。

(磯井)

- ・ 調停実施に関する想定を説明。地方では1名の調停人を配置。世銀がリーガルエイドセンターを支援していることは新しい情報であった。  
→ごく一部のみで、マイノリティに対する限定的な支援 (**Minority Legal Aid Centers**)。この活動は2013年からはモンゴル側が負担するべきであり、前政権はそれにコミットしていた。新政権もこの方針を踏襲してもらいたいと思っている。調停に関しても、情報提供という意味でリーガルエイドセンターの役割は大きいと考える。(Heike)

(Heike)

- ・ (判決執行機関支援について) 地方の裁判所には人員として **Enforcement Officer** しかおらず、難しい面がある。広大なエリアでの **Enforcement** は困難が伴う。我々のプロジェクトを開始した際にも、地方は非常に劣悪な業務環境であり、パソコン等の最低限の機

材も不足している状況であった。地方と首都のウランバートルとでは状況が大きく異なる。IT へのアクセスも限定的で、インフラも乏しく、トレーニングの機会もほとんどないなど、チャレンジングである。

- ・モンゴルが中所得国になって、世銀は司法分野に絞って支援しているが、司法分野においては、借款プロジェクトの要請は行わないとの意向をモンゴル政府はもっており、技術協力を求めている。世銀はこれに応える手段を持ち合わせていない。モンゴルは実際には中所得国レベルのリソースは持ち合わせていないという印象だが、これは、政府の方針であるので致し方ない。モンゴル側の強い意欲として受け取れる面もある。ただ、個人的には特に司法分野においては、時期尚早のように思う。
- ・1999 年からモンゴル法整備を担当しているのも、変化とプログレスを見てきたが、支援の大半は裁判所に集中している。能力向上に中心が置かれているが、GIZ はシステムマチックな良い研修制度を提供している。EBRD は昨年、判決の質に関する報告書をまとめたが、その結果はかなり厳しいもの (Poor) だった。良い研修を行ってきたが、結果に結びついていない面がある。研修に多くの時間が割かれており、事件対応に十分に時間が割かれていない現状がある。この点、GIZ が改善に取り組んでいる。
  - 最高裁は、調停導入により裁判官への負担を減らし、裁判官の事件処理にかかる時間を増やすことを重視している。我々としては、調停制度により国民へのサービスを重視しているが、副産物としての裁判官の負担軽減にもつながればと思う。(磯井)

(磯井)

- ・アジア基金は、県でのコミュニティ調停を支援してきた。うまくいっているように思われるが、政府は継続しないことを決定したと聞いた。

(子浦)

- ・最高裁は我々にビデオカンファレンスシステムを要求した。世銀によって提供された光ファイバーを活用しての実施が現実的と考えるか。
  - 多くの郡センターは接続されていない。非常にコストがかかるし、政府機関はこれを負担することは不可能である。南アでは、教育など多くの面でサテライトシステムを活用しているが、それは安価であるからである。現時点ではモンゴルでは不可能だ。
  - 我々も TV カンファレンスシステムの要請を受けたが、彼らはそのアイデアを好むだけで、実際には使われていない。県における地方政府にはテレビ会議室があるが、活用されていない。
  - このような投資をするには、まずはパイロットで実施したうえで導入するべきである。人々はどのように業務で活用するかを認識していなければ、結局無駄になる。ルーティンで活用されることが確認できたとすれば、実施の意義はあるかもしれないが。(以上、Heike)

→大きめの容量のデータ通信も困難である。特に県センターにおいては、電力供給の問題もある。(以上、サラントヤ)

(磯井)

・地方においては、数人の弁護士しかいないところもある中で、**Bar Association** ができる予定と聞いている。

→民訴法に基づき、**Bar Association** により、免許がなければ代理人になれなくなる。これによる財務面での負担も大きくなるため、貧困者への影響は大きい。貧困者への影響も十分に考慮しなければならない。(Heike)

(磯井)

・行政裁判所に関する支援の背景を教えてください。

→政府が主導して、ドイツの制度を参考に 2002 年に導入された。UB では成功している。

アイマグでは業務負荷はそれほど大きくなく、地方では件数も少ないので、施設整備費に比して効果が低いといえなくもない。

(Heike)

・モンゴル政府はロースクール制度（のように法律家になるかのシステムそのもの）にも興味をもっており、日本や韓国、ドイツなどのシステムを参考にしている。財政支援を依頼されているが、この面での支援はできない。

(子浦)

・何人のスタッフが世銀本部の **Justice Reform Practice Group** にいるか。

→大きさは JICA の法・司法課と同じくらい。2 つの異なるグループがあり、ひとつは、**Former Justice Sector**。南米などを中心に警察問題。6 人ほどのスタッフ。もう一つのグループは AusAid による **Trust Funding** を受けていて、8 人で **Broader Justice Issues** を担当している。**East Asia and Africa** を担当。

→**Legal Department** もある。ここは世銀のためのアンカー機能を有する。

→リージョナルスタッフの中に、**Justice sector** に主に活動するものいる（南米 4 人、アフリカ 2 人、南アジア 1 人、東アジア 0 人）。当グループでは、これらの人々を巻き込んで、フォーカルポイントとして機能している。

→人数的には多いが、その多くは短期契約のコンサルタントのため、ミスリーディングになる。

・**Law and Justice Forum** に関して、副総裁に東京で会った。面白いアイデアだと思ったが、財政面での支援は難しい。また、まだ今の時点ではコンセプトの段階で内容が分かりにくかった。どのようにフォーラムを活用できるかが見えにくかった。

→今の時点では、アイデアの段階であり、具体的なコンセプトにはなっていない。様々なリソースを巻き込むことは面白いものの、多様なアクターが関与していることもあり、明確な方向性がない。GIZはAnnual Meetingには参加するとしている。



